

官報號外

昭和十四年二月二十一日

○第七十四回 帝國議會 貴族院議事速記錄第十五號

昭和十四年二月二十日(月曜日)午前十時九分開議

議事日程 第十五號

昭和十四年二月二十日 午前十時開議

第一 昭和十四年度一般會計歲出ノ財

源ニ充ツル爲公債發行ニ關スル法律案(政府提出、衆議院送付) 第一讀會

第二 作業會計法中改正法律案(政府提出、衆議院送付) 第一讀會

第三 兌換銀行券整理法中改正法律案(政府提出、衆議院送付) 第一讀會

第四 農業再保險特別會計法案(政府提出、衆議院送付) 第一讀會

第五 海軍工廠資金會計法中改正法律案(政府提出、衆議院送付) 第一讀會

第六 人事調停法案(政府提出、衆議院送付) 第一讀會

第七 軍用自動車検査法案(政府提出、衆議院送付) 第一讀會

第八 朝鮮事業公債法中改正法律案(政府提出、衆議院送付) 第一讀會

第九 朝鮮私設鐵道補助法中改正法律案(政府提出、衆議院送付) 第一讀會

第十 朝鮮鐵道株式會社所屬金泉慶北安東間鐵道買收ノ爲公債發行ニ關スル法律案(政府提出、衆議院送付) 第一讀會

第十一 非訟事件手續法中改正法律案(政府提出) 第一讀會

第十二 花柳病豫防法中改正法律案(政府提出) 第一讀會

第十三 佐藤書記官朗讀

○副議長(侯爵佐佐木行忠君) 報告ヲ致サセマス

○副議長(侯爵佐佐木行忠君) 一昨十八日本院ニ於テ修正議決シタル左ノ

政府提出案ハ即日之ヲ衆議院ニ送付セリ

宗敎團體法案ハ即日之ヲ衆議院ニ送付セリ

同日本院ニ於テ可決シタル左ノ政府提出案ハ即日之ヲ衆議院ニ送付セリ

北海道士功組合法中改正法律案

明治三十五年法律第四十九號中改正法律案

昭和十四年度一般會計歲出ノ財源ニ充ツル爲公債發行ニ關スル法律案

同日本院ニ於テ採擇スルコトヲ議決シタル豫定線佐用、智頭間鐵道速成ノ請願外六件ノ請願ハ各、意見書ヲ附シ即日之ヲ政府ニ送付セリ

同日本院ニ於テ當選シタル正副委員長ノ氏名左ノ如シ 同日郵便年金法中改正法律案特別委員會ニ付セリ

昭和十四年二月十六日 右政府提出案本院ニ於テ可決セリ因テ議院法第五十四條ニ依リ及送付候也

貴族院議長伯爵松平賴壽殿 衆議院議長小山松壽

昭和十四年度一般會計歲出ノ財源ニ充ツル爲公債發行ニ關スル法律案

第一條 政府ハ昭和十四年度一般會計歲出ノ財源ニ充ツル爲他ノ法律ニ依リ起債シ得ル金額ノ外七億九千五百八十萬圓ヲ限リ公債ヲ發行シ又ハ借入金ヲ爲スコトヲ得

第二條 政府ハ昭和十四年度一般會計歲出豫算翌年度繰越額ノ財源ニ充ツル爲他ノ法律ニ依リ起債シ得ル金額ノ外昭和十五年度ニ於テ公債ヲ發行シ又ハ借入金ヲ爲スコトヲ得但シ前條ノ規定ニ依ル公債又ハ借入金ト通ジテ前條ノ制限額ヲ超ユルコトヲ得ズ

第三條 前二條ノ規定ニ依ル公債ノ發行價格差減額ヲ補填スル爲必要アル場合ニ於テハ前二條ノ制限以外ニ公債ヲ發行シ又ハ借入金ヲ爲スコトヲ得

本法ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

附 則 作業會計法中改正法律案
右政府提出案本院ニ於テ可決セリ因テ議院法第五十四條ニ依リ及送付候也

昭和十四年一月十六日

衆議院議長 小山 松壽

貴族院議長伯爵松平賴壽殿

作業會計法中改正法律案

作業會計法中左ノ通改正ス
ニ改ム

第二條第三項中「二百萬圓」ヲ「四百萬圓」

附 則

本法ハ昭和十四年度ヨリ之ヲ施行ス

兌換銀行券整理法中改正法律案

右政府提出案本院ニ於テ可決セリ因テ議

院法第五十四條ニ依リ及送付候也

昭和十四年一月十六日

衆議院議長 小山 松壽

貴族院議長伯爵松平賴壽殿

兌換銀行券整理法中改正法律案

兌換銀行券整理法中左ノ通改正ス

附 則

本法ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

農業再保險特別會計法

右政府提出案本院ニ於テ可決セリ因テ議

院法第五十四條ニ依リ及送付候也

衆議院議長 小山 松壽

貴族院議長伯爵松平賴壽殿

第六條 本會計ニ於テ支拂上現金ニ不足
アルトキハ本會計ノ負擔ニ於テ一時借

農業再保險特別會計法案

農業再保險特別會計法

第一條 農業保険法ニ依ル農業再保險事

業ヲ經營スル爲特別會計ヲ設置シ其ノ

歳入ヲ以テ其ノ歳出ニ充ツ

第二條 本會計ニ於テハ再保險料、一般

會計ヨリノ受入金、積立金ヨリ生ズル

收入、借入金及附屬雜收入ヲ以テ其ノ

歳入トシ再保險金、再保險料ノ還付金、

借入金ノ償還金及利子、一時借入金ノ

利子、事業取扱費其ノ他ノ諸費ヲ以テ

其ノ歳出トス

第三條 本會計ニ於テ決算上剩餘ヲ生ズ

ルトキハ之ヲ積立ツベシ

本會計ノ歳計ニ不足アルトキハ積立金

ヨリ之ヲ補足スベシ

第四條 本會計ニ屬スル經費ヲ支辨スル

爲必要アルトキハ政府ハ本會計ノ負擔

第四條ヲ削ル

附 則

本法ハ昭和十四年度ヨリ之ヲ施行ス

兌換銀行券整理法中改正法律案

兌換銀行券整理法中左ノ通改正ス

アルトキハ之ヲ大藏省預金部ニ預入ル

ベシ

第五條 本會計ニ於テ支拂上現金ニ餘裕

再保險料ノ還付金ヲ支辨スルニ不足ス

ル金額ヲ限度トス

第六條 本會計ニ於テ支拂上現金ニ不足
アルトキハ之ヲ大藏省預金部ニ預入ル
ベシ

第七條 本會計ニ於テハ再保險料ヲ以テ再保險金及
再保險料ノ還付金ヲ支辨スルニ不足ス
ル結果ニナルデアラウト考ヘラレマスノ
ノ發行ヲ必要トスルノデゴザイマス、之ヲ
爲ニハ別ニ起債ノ權能ヲ得ルコトガ必要デ
ゴザイマス、尙昭和十四年度歲出豫算中若
干ノ金額ハ、例年ノ如ク翌年度ニ繰越サル
ル結果ニナルデアラウト考ヘラレマスノ
デアリマスガ、其ノ繰越額ノ財源タル公債
ハ、必ズシモ之ヲ昭和十四年度内ニ於テ發
行致スノ必要ハゴザイマセヌガ、之ヲ其ノ

前項ノ規定ニ依ル一時借入金ハ當該年
度内ニ之ヲ返還スベシ第八條 政府ハ每年本會計ノ歲入歳出豫
算ヲ調製シ歲入歳出ノ總額算ト共ニ之
ヲ帝國議會ニ提出スベシ第九條 本會計ノ毎年度歲出豫算ニ於ケ
ル事業費ノ支出殘額ハ之ヲ翌年度ニ繰
越シ使用スルコトヲ得第十條 本會計ノ收入支出ニ關スル規程
ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

附 則

本法ハ昭和十四年度ヨリ之ヲ施行ス

海軍工廠資金會計法中改正法律案

右政府提出案本院ニ於テ可決セリ因テ議

院法第五十四條ニ依リ及送付候也

昭和十四年一月十六日

衆議院議長 小山 松壽

貴族院議長伯爵松平賴壽殿

海軍工廠資金會計法中改正法律案

右政府提出案本院ニ於テ可決セリ因テ議

院法第五十四條ニ依リ及送付候也

昭和十四年一月十六日

衆議院議長 小山 松壽

貴族院議長伯爵松平賴壽殿

海軍工廠資金會計法中改正法律案

右政府提出案本院ニ於テ可決セリ因テ議

院法第五十四條ニ依リ及送付候也

昭和十四年一月十六日

衆議院議長 小山 松壽

貴族院議長伯爵松平賴壽殿

第七條 本會計ニ於テ支拂上現金ニ不足
アルトキハ之ヲ大藏省預金部ニ預入ル
ベシ

第八條 本會計ニ於テハ前金拂ヲ爲ニハ別ニ起債ノ權能ヲ得ルコトガ必要デ
ゴザイマス、尙昭和十四年度歲出豫算中若
干ノ金額ハ、例年ノ如ク翌年度ニ繰越サル
ル結果ニナルデアラウト考ヘラレマスノ
デアリマスガ、其ノ繰越額ノ財源タル公債
ハ、必ズシモ之ヲ昭和十四年度内ニ於テ發
行致スノ必要ハゴザイマセヌガ、之ヲ其ノ

本法ハ昭和十四年度ヨリ之ヲ施行ス

政府ハ昭和十四年度ニ限リ海軍工廠資金
會計法第二條ノ改正規定ニ依ル一般會計
ヨリノ繰入ニ代へ支那事變ニ關スル臨時
軍事費ヲ以テ購入シタル材料物品ヲ海軍
工廠資金會計ノ材料物品ニ組入レ其ノ價
額ヲ以テ海軍工廠資金ノ增加ニ充ツルコ
トヲ得但シ其ノ額ハ二千萬圓ヲ超ユルコ
トヲ得ズ第九條 本會計ノ毎年度歲出豫算ニ於ケ
ル事業費ノ支出殘額ハ之ヲ翌年度ニ繰
越シ使用スルコトヲ得第十條 本會計ノ收入支出ニ關スル規程
ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

附 則

本法ハ昭和十四年度ヨリ之ヲ施行ス

海軍工廠資金會計法中左ノ通改正ス

右政府提出案本院ニ於テ可決セリ因テ議

院法第五十四條ニ依リ及送付候也

昭和十四年一月十六日

衆議院議長 小山 松壽

貴族院議長伯爵松平賴壽殿

海軍工廠資金會計法中改正法律案

右政府提出案本院ニ於テ可決セリ因テ議

院法第五十四條ニ依リ及送付候也

昭和十四年一月十六日

衆議院議長 小山 松壽

貴族院議長伯爵松平賴壽殿

海軍工廠資金會計法中改正法律案

右政府提出案本院ニ於テ可決セリ因テ議

院法第五十四條ニ依リ及送付候也

昭和十四年一月十六日

衆議院議長 小山 松壽

貴族院議長伯爵松平賴壽殿

アルトキハ本會計ノ負擔ニ於テ一時借

得

スコトヲ得

爲ニハ別ニ起債ノ權能ヲ得ルコトガ必要デ
ゴザイマス、尙昭和十四年度歲出豫算中若
干ノ金額ハ、例年ノ如ク翌年度ニ繰越サル
ル結果ニナルデアラウト考ヘラレマスノ
デアリマスガ、其ノ繰越額ノ財源タル公債
ハ、必ズシモ之ヲ昭和十四年度内ニ於テ發
行致スノ必要ハゴザイマセヌガ、之ヲ其ノ

頭セシムルコトヲ得

辯護士ニ非ザル者前項ノ代理人ト爲ル

ニハ裁判所ノ許可ヲ受クルコトヲ要ス

裁判所ハ何時ニテモ前項ノ許可ヲ取消スコトヲ得

第七條 調停ハ裁判上ノ和解ト同一ノ效

力ヲ有ス但シ本人ノ處分ヲ許サザル事項

ニ關スルモノニ付テハ此ノ限ニ在ラズ

第八條 借地借家調停法第二條、第四條

ノニ至第六條、第八條乃至第十一條、

第十三條乃至第十五條、第十六條第一

項、第十八條乃至第二十三條及第二十

六條乃至第三十二條ノ規定ハ本法ノ調

停ニ付之ヲ準用ス

第九條 調停委員ハ德望アル者其ノ他適

當ト認メラル者ニ就キ毎年豫メ地方

裁判所長ノ選任シタル者又ハ當事者ノ

合意ニ依リ選定セラレタル者ノ中ヨリ

各事件ニ付調停主任之ヲ指定ス

第十條 調停委員會ヲ開キタル場合ニ於

テハ第六條第二項及第三項ニ規定スル

事由アリト認ムルトキハ調停ヲ爲サザ

ルコトヲ得

第十二條 調停委員又ハ調停委員タリシ

者故ナク評議ノ顧末又ハ調停主任、調

停委員ノ意見若ハ其ノ多少ノ數ヲ漏泄

シタルトキハ千圓以下ノ罰金ニ處ス

其ノ職務上取扱ヒタルコトニ付知得タ

ル人ノ祕密ヲ漏泄シタルトキハ三月以

下ノ懲役又ハ千圓以下ノ罰金ニ處ス

前項ノ罪ハ告訴ヲ待テ之ヲ論ズ

附 則

本法施行ノ期日ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

〔國務大臣齋野季彦君演壇ニ登ル〕

○國務大臣(齋野季彦君)只今議題トナリ

マシタ人事調停法案ニ付キマシテ御説明申

上げマス、親族間ノ紛争其ノ他家庭ニ關ス

ル事件ニ付キマシテハ、之ヲ道義ニ基キ溫

情ヲ以テ解決スルコトガ、我ガ國古來ノ淳

風美俗ト特有ノ家族制度トニ照シ、最モ望

マシイノデアリマシテ、此ノ事ハ固ヨリ申

ス迄モナイト存ジマス、從ツテ裁判所ノ調

停ニ依リ、當事者ノ和衷妥協ヲ圖リ、家庭

ニ關スル事件ヲ圓滿ニ解決處理スル途ヲ開

クコトハ、多年各方面カラ要望サレテ居タ

所デアリマシテ、貴衆兩院ニモ屢々其ノ趣旨

ノ請願等ガアツクノデアリマス、司法省ニ於

キマシテハ曩ニ臨時法審議會ニ於テ決定

サレマシタ基本要綱ニ則リ、民法中親族編

及相續編ノ全般的改正並ニ之ニ附帶スル家

事審判制度ノ制定ニ付テ豫テカラ調査申デ

アリマシテ、家事審判制度ヲ制定スル際ニ

ハ、之ニ調停制度ヲ採入レル積リデアツタノ

デアリマス、然ルニ今日ノ非常時局ニ際會

致シマシテ、家庭ニ於ケル紛争ノ圓滿ナル

解決ヲ、調停ノ方法ニ依ツテ解決スル途ヲ開

キマスルコトハ、現在ノ焦眉ノ急務トナッテ

參ッタノデアリマシテ、民法改正案等ハ未ダ

提案ノ運ビニ至ラヌ事情ニ在リマスルケレド

モ、人事調停ノ制度ハ急速ニ之ヲ確立スベ

キモノト認メマシテ、茲ニ本案ヲ提出スル

ニ至ッタ次第デアリマス、本案ノ内容ハ大體

ニ於テ借地借家調停法、其ノ他既存ノ司法

省所管ノ調停法ト同様デアリマスガ、尙詳

細ノ點ニ付キマシテハ、他ノ機會ニ十分ニ

御説明申上げル積リデアリマス、各位ニ於

カレマシテハ何卒十分御審議ノ上、本案ニ

對シ速カニ協賛ヲ與ヘラレムコトヲ切望ス

ル次第デアリマス

○副議長(侯爵佐佐木行忠君)質疑ノ通告

ガゴザイマス、岩田宙造君

〔岩田宙造君演壇ニ登ル〕

○岩田宙造君 私ハ只今上程ニ相成リマシ

テ司法大臣ノ御説明ノゴザイマシタ人事調

停法案ニ付テ、一二三ノ質問ヲ致シタイト考

ヘルノデアリマス、此ノ調停法ニ付キマシ

テハ、既ニ是迄四ツ出來テ居ルノデアリマ

シテ、御承知ノ通リニ大正十一年ニ最初ニ

借地借家調停法ガ出來マシテ、其ノ後段々

引續キマシテ小作調停法、商事調停法、金

錢債務臨時調停法、此ノ四ツガ既ニ制定サ

調停法デアルノデアリマス、私ハ今回ノ人

事調停法其ノモノニ對シマシテハ、現行ノ

法制ノ下ニ於テハ必シモ反對スル者デハナ

サレテ居リマスル四ツノ調停法竝ニ今回御

提案ニナリマシタ人事調停法、是等ノ總テ

ノ調停法ヲ通ジテ考へテ見マシテ、是ハ此

キモノト認メマシテ、茲ニ本案ヲ提出スル

ニ至ッタ次第デアリマス、本案ノ内容ハ大體

ニ於テ借地借家調停法、其ノ他既存ノ司法

省所管ノ調停法ト同様デアリマスガ、尙詳

細ノ點ニ付キマシテハ、他ノ機會ニ十分ニ

御説明申上げル積リデアリマス、各位ニ於

カレマシテハ何卒十分御審議ノ上、本案ニ

對シ速カニ協賛ヲ與ヘラレムコトヲ切望ス

ル次第デアリマス

○副議長(侯爵佐佐木行忠君)質疑ノ通告

ガゴザイマス、岩田宙造君

〔岩田宙造君演壇ニ登ル〕

○岩田宙造君 私ハ只今上程ニ相成リマシ

テ司法大臣ノ御説明ノゴザイマシタ人事調

停法案ニ付テ、一二三ノ質問ヲ致シタイト考

ヘルノデアリマス、此ノ調停法ニ付キマシ

テハ、既ニ是迄四ツ出來テ居ルノデアリマ

シテ、御承知ノ通リニ大正十一年ニ最初ニ

借地借家調停法ガ出來マシテ、其ノ後段々

引續キマシテ小作調停法、商事調停法、金

ガ、裁判所ニ於テ行ハレマス所ノ調停ト云
フモノハソレトハマルデ違フノデアリマシ
テ、恐ラク議員各位ニ於カセラレマシテハ、
多數ノ御方ハ普通世間デ行ハレル、圓満ニ
行ハレル調停ト云フモノヲ念頭ニ置カレマ
シテ、サウ云フコトガ行ハレルナラバ大變
ニ結構ダト御考ニナツテ居ルダラウト思フ
ノデアリマス、私共モ往々世間デ行ハル、
仲裁ト云フモノハ大變結構ナコトデアリ、
サウ云フコトガ行ハレマスナラバ是ハ雙手
ヲ舉ゲテ歡迎シタインデアリマスガ、裁判
所デ行ハレマスル調停ハ其ノ通リニハ參ラ
ナイノデアリマス、此ノ點ニ於キマシテ世
間デモ實際ノ事ヲ知ラナイノデアリマス、
又司法當局ニ於カレマシテモ、ドウモ徹底
的ニソレ等ノ觀察ヲサレナイデ、唯皮相、
ウヘベダケヲ御覽ニナツテ、今迄ノ調停デモ
大變ウマク行ツテ居ル、斯ウ云フ風ニ輕ク
視テ居ラレルヤウナ傾ガアリマスノデ、私
ハ是非其ノ點ニ付テハ十分ナ慎重ナ考慮ヲ
願ヒタイト思フノデアリマス、一體訴訟デ
行ハレマスル裁判ト調停ト云フモノハ、ド
ウ云フ點ニ於テ違フカト申シマスルト、先
づ二點アルノデアリマス、主ナ點ハ、訴訟
ニ依ル裁判ハ専ラ判事ニ依ツテ、裁判官ニ
依ツテ行ハレルノデアルガ、調停ハ素人ノ調
デアリマシテ、判事ハ主任ニハナツテ世話
ハスルノデアリマスルガ、主タル効キハ此

ノ素人ノ調停員ガスルコトニナッテ居ルノ
デアリマス、ソレガ一ツ、今一ツハ裁判デ
アリマスルト云フト、主トシテ法律ニ定メ
テ判断スルノデアリマスルカラ、法律上權
利ノ無イ者ニハ何物ヲ與ヘルコトガ出來ナ
イ、又義務ノ無イ者ニハ何物モソレニ責任
ヲ課スル譯ニ行カナイノデアリマス、處ガ
調停デアリマスルト云フト、權利ノ無イ者
ニモ何物カ與フルコトガ出來ルシ、又義務
ノ無イ者ニモ、何等カノ負擔ヲ課スルコト
ガ出來ルト云フ點ガ違フノデアリマス、即
チ素人ノ調停員ガ主トシテ其ノ調停ヲスル
ト云フコトト、調停ナリ、或ハ其ノ裁キノ
内容ガ必ズシモ權利義務一黠張リデナイ、
斯ウ云フ點ガ裁判ト調停トハ違フノデアリ
マス、ソコデ素人ノ調停員ガ之ニ關係ヲシ
テ調停ヲスルノデアリマスカラ、所謂此ノ
世間デ行ハレマスル所ノ仲裁ト似て居ル所
ハアルノデアリマス、似テ居ル所ハアリマ
スルガ、世間デ行ハレル所ノ仲裁ト云フモ
ノガ、其ノ結果ガウマク行クト云フノハド
ウシテウマク行クカト云フト、仲裁ニ入ル
人ガ、其ノ當事者モ能ク知ッテ居リマスシ
事柄モ能ク呑込ンデ居ル者ガ其ノ衝ニ當リ
マスルカラ、其ノ仲裁ガ極メテ適切ニ行ハ
レテ、當事者モ之ニ心カラ服スルノデアリ
マス、處ガ裁判所デ行ハレマスル調停ト云
フモノハ、見ズ知ラズノ素人ガソコニ飛出

シテ來テ仲ニ入ルノデアリマスカラ、人モ
知リマセヌシ事柄モ初メテ聞クノデアル、
ソコデナカヽ其ノ眞相ガ攔メナイノデア
リマス、ソレモ東京トカ大阪トカ云フ大キ
ナ都會デゴザイマスルナラバ、調停員モ立
派ナ人ヲ得ルコトガ出來ルノデアリマスル
ガ、ナカヽ全国ニ亘ツテ各區裁判所ノ調停
員、是ハ立派ナ調停員ヲ得ルト云フコトハ
ナカヽ因難デアリマス、現ニ金錢債務臨
時調停法ノ事件ノ如キハ、近年非常ニ數ガ
多イノデアリマシテ、司法省テ公ニサレマ
シタ所ヲ見マシテモ、此ノ法律ガ施行サレ
マシテカラ昨年ノ暮近ク迄ノ間、六箇年ト
一箇月ニナルノデアリマスルガ、其ノ間ニ四
三萬何千件ト云フモノガ其ノ調停事件ニ現レ
テ來テ居ルノデアリマス、殆ド一箇月平均約
六千件ト云フモノガ調停事件トシテ現レテ來テ
居ルノデアリマス、デ昨年ノ十月中ノ統計ガ官
報ニ出テ居リマシタガ、之ヲ見マスルト云
フト、區裁判所ノ普通ノ訴訟事件ガ、昨年ノ
十月ニ新タニ提起ニナリマシタノガ八千五
百何件、之ニ對シマシテ金錢ノ今ノ調停事
件ガ三千九百何件約四千件デアリマシテ、
普通ノ區裁判所ノ訴訟事件ノ約半數ノ調停事
件ト云フモノガ現レテ來テ居ルノデアリマ
ス、之ニ依テ見マスルト云フト、此ノ調停
員ト云フ者ハ實ニ忙シイノデアリマシテ、
非常ニ澤山ノ事件ヲ扱ハナケレバナラヌト
云フコトニ相成ルノデアリマスルカラ、到

底其ノ適當ナ良イ調停員ヲ得ルト云フコトハ非常ニ困難デアリマス、段々ト眞面目ナ良イ人ハ嫌ツテ之ヲ避ケルヤウニナリマシテ、進シテ出ル人ハ日當ヲ當テニスルヤウナ人ガ多數出ルヤウニ相成リマシテ、次第ニ此ノ調停ト云フモノガ素人デハアリマスルガ、一種ノ専門的ニナッテ、調停屋ト云フヤウナ者ガ段々ト出來テ來ルヤウニナルノデアリマシテ、是等ノ者ハ色々ノ手段ヲ盡シマシテ裁判所ノ書記ナリ其ノ他ニ結託ヲシテ、自分ヲ出シテ貰ヒタイト云フヤウナコトニナッテサウ云フ者ガ出テ來ル、又調停ヲ申出ル方デモ成ルベク自分ノ味方ヲシテ吳レルヤウナ調停員ガ出ルコトガ希望デアリマスルカラ、自分ノ事件ニ付テハドウ云フ調停員ヲ出シテ貰ヒタイト云フヤウナコトヲ、色々運動スルト云フヤウナコトガ出来テ參ルノデアリマス、現ニ是ハ司法省デモサウ云フコトヲ認メテ居ラル、ノデアリマスルガ、年末ニナリマスルト云フト、此ノ金錢ノ調停事件ト云フモノハ非常ニ澤山出テ參リマシテ、中ニハ調停員ハ裁判所ノ方ヘ申出ナイデモ、自分ノ所ニ言ッテ來ルト、ソレヽ、運シテ吳レルト云フヤウナ、サウ云フコトヲ言ッテ、是ハ大變便利ナ事ダト云ツテ新聞ニモ出テ居ルヤウナ事件モアリマス、サウ云フヤウナ一種ノ調停屋ト云フモノガ出來テ、色々ノ弊害方既ニ萌サムトシテ居ルノデアリマス、是ハ調停員ノ選任

ト云フモノニ力ヲ盡セバ、サウ云フ弊害ハ無クナルノダト言テ居ラレマスガ、是ハ到底言フベクシテ行フベカラザル事デアリマシテ、所謂惡貨ハ善貨ヲ驅逐スルト云フコトハドノ方面ニモ行ハレルノデ、此ノ調停員ト云フモノノ素質ガ段々惡クナルト云フコトハ是ハ免レナインデアリマス、斯ウ云フ事情ガ一面ニゴザイマスルノト、ソレカラ尙法例一點張デナイノデアルカラ、今度ノ人事調停法ニ付キマシテハ、道義ナリ溫情ニ基イテ調停ヲスルト云フコトデアッテ、モ裁判官ニヤラセルヨリモ、素人ニヤラセル方ガ適當ダラウスウ云フノデ、チヨット聞クト尤モノヤウニ聞エルノデアリマスガ、今日ノ裁判ト雖モ、サウ権利義務一點張デナイノデアッテ、道義ニ依リ温情ニ基イテ裁判ハ行ヘレナケレバナラヌコトニナッテ居ルノデアリマス、裁判官ハ平常カラ之ヲ自分ノ生命トシテ、何ガ正義デアルカ何ガ道義デアルカト云フコトハ、自分ノ職務上一番心掛ケテ研究シナケレバナラヌ事ニナッテ居リマス、御承知ノ通り大審院ノ判例ヲ披ゲテ御覽ニナリマシテモ、始終是ハ道義ニ反スル、是ハ信義誠實ノ原則ニ反スルト云フ理由デ、裁判ノサレテ居ルコトガ少クナイノデアリマシテ、平常カラ決シテ法律第何條、六法全書一点張ノ裁判ト云フモノハ行ヘレテ居フナイノデアリマス、茲ニ裁判ノ信用モアリ、

裁判所ノ有難味モ有ルノデアリマシテ、ソレヲ法律デ以テ道義ニ基キ、正義ニ基ク調停ヲスルノデアルカラ、是ハ裁判官デハ不適當デアッテ、素人ノ調停員ニヤラセル方ガ適當デアルカノ如キ理由デ斯ウ云フ法律ガ出ルト云フコトハ、私ハ甚ダ遺憾ニ考ヘルノデアリマシテ、斯様ナ次第デアリマスルト、裁判ニ對スル國民ノ信賴ト云フモノヲ政府自ラガ之ヲ弱メテ行ク、又一面カラ云ヘバ裁判官ニ對スル侮辱ト言ハレテモ申譯ナインデハナイカト思フノデアリマス、ソレハ事實デハナイ、只今申シマスヤウナ日當ラ當テニシテ出ルヤウナ調停員ヨリモ、平常カラ正義眞實ノ觀念ニ依ツテ裁判シナケレバナラヌト云フコトデ教育サレ、ソレヲ養成シテ自分ノ生命トシテ居ル裁判所ノ方ガ、實際正義ノ判断ヲスル上ニ於テモ適切デアルコトヲ私ハ信ジテ疑ハナイノデアリマス、デアリマスルカラ決シテ此ノ調停ガ法律一點張デナイ、道義ニ依ルモノデアルガ故ニ、調停員ヲシテ行ハシメル方ガ裁判官ヲシテトハ理窟ノ上カラモ不當デアルシ、又實際ニ於テモ事實ニ反シテ居ルト思フノデアリマス、一體調停デアリマシテモ裁判デアリマシテモ、ムツカシイ點ハドノ點ガ困難デアシテモ申シマスルト、實ハ其ノ事實ヲ知ルコトガ困難デアリマス、紛議ヲ生ジテ當事者間ニ各、主張ヲ異ニシテ居ル、甲ノ言フコトガ困難デアリマス、訴訟デアリマ

トガ本當デアルカ、乙ノ言フコトガ本當デアルカ、甲ノ言フコトヲ聞ケバ尤モノヤウマスルカラ比較的冷靜デアッテ、訴訟ノ進行中感情ヲ害スルト云フコトハ比較的少イノデアリマスルガ、調停ハ成ルベク本人ヲ出適當デアルカト云フ其ノ事實ヲ知ルコトガ眞實デアルカト云フ點ハ、是ハ比如何ナル裁キラスルカト云フ點ハ、是ハ比較的樂ナノデアリマス、是ハ人ニ依ツテサウキリ分リマシタナラバ、其ノ事實ニ基イテコトガ困難デアリマシテ、其ノ事實サヘハッコトガ困難デアリマス、是ハ人ニ依ツテサウ意見ガ違フモノデハナイ、裁判官ノ考デモ、素人ノ考デモ、サウ違フモノデハナイノデアリマシテ、困難ナ點ハ、其ノ何方ノ言フコトガ本當デアルカト云フコトヲ、此ノ眞相ヲ擱ムノガ一番難問デアルノデアリマス、然ルニ只今ノヤウナ調停員ガ飛出シテ、初メテ雙方カラ申立ヲ聽イテ、何方が眞實デアルカト云フコトヲ判断スルノハ、是ハ素人ニハ困難デアッテ、裁判官ノ方ガ長所ガアルカト云フコトヲ判断スルノハ、是ハ素人デアリマス、素人デゴザイマスルト云フト、此ノ當事者ノ、少シ利巧ナヤウナルノデアリマス、素人デゴザイマスルト云フト、其ノ方ニ誤ラレル危險ガ甚ダ多イノデアリマス、一面ニ於テハ、此ノ調停ニ依レバ、裁判ニ依ツタヨリモ、訴訟ニ依ツタヨリモ後ノ結果ガ宜シイ、殊ニ家族間ノ争、親族間ノ争ノ如キモノハ、後腐レガ残ラナクテ、感大イニ考直サナケレバナラヌデハナイカトス、一體裁判デアリマス、一體裁判デアリマス、私ハ信ズルノデアリマス、一體裁判デアリマスケレドモ、其ノ效果ト云フモノハ、ソレト訴訟ニ依リマスル裁判ト云フモノハ、其ノ同ジヤウナ事件ノ後ニ潜シテ居ル所ノ百千ノサウ參ラナイノデアリマス、訴訟デアリマ

スルナラバ、多クノ場合代理人ガ出テ參リマスルカラ比較的冷靜デアッテ、訴訟ノ進行中感情ヲ害スルト云フコトハ比較的少イノデアリマスルガ、調停ハ成ルベク本人ヲ出適當デアルカト云フ其ノ事實ヲ知ルコトガ困難デアルカト云フ點ハ、是ハ比如何ナル裁キラスルカト云フ點ハ、是ハ比較的樂ナノデアリマス、是ハ人ニ依ツテサウ意見ガ違フモノデハナイ、裁判官ノ考デモ、素人ノ考デモ、サウ違フモノデハナイノデアリマシテ、困難ナ點ハ、其ノ何方ノ言フコトガ本當デアルカト云フコトヲ、此ノ眞相ヲ擱ムノガ一番難問デアルノデアリマス、然ルニ只今ノヤウナ調停員ガ飛出シテ、初メテ雙方カラ申立ヲ聽イテ、何方が眞實デアルカト云フコトヲ判断スルノハ、是ハ素人ニハ困難デアッテ、裁判官ノ方ガ長所ガアルカト云フコトヲ判断スルノハ、是ハ素人デゴザイマスルト云フト、其ノ方ニ誤ラレル危險ガ甚ダ多イノデアリマス、一面ニ於テハ、此ノ調停ニ依レバ、裁判ニ依ツタヨリモ、訴訟ニ依ツタヨリモ後ノ結果ガ宜シイ、殊ニ家族間ノ争、親族間ノ争ノ如キモノハ、後腐レガ残ラナクテ、感大イニ考直サナケレバナラヌデハナイカトス、一體裁判デアリマス、一體裁判デアリマス、私ハ信ズルノデアリマス、一體裁判デアリマスケレドモ、其ノ效果ト云フモノハ、ソレト訴訟ニ依リマスル裁判ト云フモノハ、其ノ同ジヤウナ事件ノ後ニ潜シテ居ル所ノ百千ノサウ參ラナイノデアリマス、訴訟デアリマ

事件ヲ一ツノ裁判ニ依テ解決ラスルノデアリマス、一ツノ裁判ガ行ハレマスルト云フトモ是ハモウ争ッテ見タ所デ駄目ダト、是ハ止シタラ宜カラウト云フノデ、一ツ裁判ラ見テ、後ノ裁判所ニ出ナイ澤山ノ事件ガヒトリデニ解決サレルノデアリマス、裁判ノ威力リマスルガ、調停ハサウ参ラナイノデアリマス、調停ハソコヘ出テ見ナケレバ分ラヌ、縱令裁判所デ確定判決ヲ經テ、大審院ヘ行ツテ確定判決ヲ經テ、是デ愈、關係ガ決ッタ、金ヲ千圓ナラ千圓拂ハナケレバナラヌトスウナリマシテモ、又ソレヲ調停ニ持出シマスルト云フト、ドウモ自分ハ訴訟ニハ負ケタケレドモ、今コ、デ千圓拂ハサレルト云フコトハ困ルト、家族ニモ病人ガアルト、斯ウ云フコトデハ困ルカラト言ツテ調停ヘ持出シマスト云フト、ソレハ氣ノ毒ダカラ半分ニ負ケテヤレ、五百圓ニ負ケテヤレト云フコトガ出來ルノデアリマス、出來ルノデアリマスカラ、是ハ調停ハドウモ前以テ調停ヘ持ツテ行ツテ見ナケレバ分ラナイ、デアリマスカラ一面ニ於テハ大審院迄行シテ、是ハ愈、千圓拂フト云フコトニ決ツタト云ツテ、何時デモ取レルト思テ居ツテモ、ソレガ調停

ヘ行ケバ阻害サレルト云フ虞ガアツテ、其ノ
點ニ於テモ裁判ノ威力ト云フモノハ非常ニ害セ
ニ……司法ノ威力ト云フモノハ非常ニ害セ
ラレルノデアリマス、從ツテ此ノ金錢債務ノ
臨時調停法ニ依ツテ、事件ガ段々殖エテ來ル
ト云フノハソコデアル、ソコデアリマシテ、
持ツテ行ケバ、モウ是ハ裁判所ヘ行ツテハ到
底自分ハ勝味ハナイ、ドウモ時效ニモ掛カッ
テ居ルシ、裁判所ニ行ケバ負ケルニ決ツテ
居ルガ、調停ヘ行ケバ何トカ色ガ著クグラ
ウト云フノデ、モウ何等理由ハ無イモノガ
調停ヘ持出ス、調停ヘ持出シマスルト、雙
方ノ歩ミ合ヒデアリマスルカラ、被告ノ方
デモ、是ハモウ全然理由ガ無イコトダト云ツ
テモ、調停員ガマア少シハ色ヲ著ケテヤツタ
ラ宜カラウト云フノデ、結局幾ラカ拂ハナ
ケレバナラスト云フコトニナル、デアリマ
スルカラ、モウドウシテモ訴訟デハ勝味ガ
無イト云フヤウナコトモ調停ヘ持出ス、債
務者ノ方ハ何時デモサウデアリマス、訴訟
ニナレバ負ケルニ極ツテ居ルガ、調停ヘ持出
セバ幾ラカ是ハ減額スルダラウト云フノデ
調停ヘ持出ス、是ハ私共モ始終見ル所デア
リマシテ、斯ウ云フ訴訟ヲ起シタイト思フ
ガ、ドウデセウ、是ハソンナコトヲ言ツタツ
テソレハ駄目ダ、見込ハナイト言フト、サ
ウデセウカ、ソレデハ仕方ガナイカラ、ヂ
ヤア調停ヘデモ持ツテ行キマセウカ、斯ウ云
フコトハ決シテ少クナイノデアリマス、調

停へ行キマスト云フト、何トカ彼トカ言
ウテ幾ラカ取レルト云フコトニナル、是ハ
私ハ餘程考モノデアルト思フノデアリマス、
就中金錢債務臨時調停法、是ハ私ハ制定嘗
時カラ是ニハ贊成スルコトガ出來ナカツタ
法ノ事件ガ益々殖エルト云フコトハ、今ノ
ヤウナ事情カラ殖エルノデアリマス、司法
省デハ其ノ統計ヲ御出シニナリマシテ、斯
ウ云フ風ナ事件ガ金錢債務ノ調停事件ト云
フモノガ殖エテ居ル、是デ以テ如何ニ此ノ
法律ノ效果ガアルカト云フコトガ推定出來
ルト言ツテ、之ヲ誇リ氣ニ其ノ統計ヲ示
テ居ラレルノデアリマスルガ、私ハ其ノ事
件ノ數ガ多ケレバ多イ程、是ハ悲シムベキ
現象デハナイカト思フノデアリマス、只今
ノヤウナ事情デアリマスルカラ、ソレハ事
件ハ殖エル譯デアリマス、訴訟ナラ、モウ
一つノ判決ヲ見テ自分ノ事件モ是ハ持出シ
テモ駄目ダト言ツテ諦メルノデアリマスル
ケレドモ、調停ハサウ云フ理窟デハナイノ
デアリマスカラ、泣キ付キサヘスレバ幾ラ
カニナルノデアリマスルカラ、益々殖エル
一方デアルノデアリマス、デアリマスルカラ
ニ於テハ司法權ノ威信ヲ失墜スル虞ノアル
モノト考ヘマスルノデ、是ハ何トカシナケ
レバナラヌノデハナイカト思フ、然ラバ斯

様ナ調停法ニ依ツテ……調停ニ依ツテ目的ヲ達セムトスルコトハ、外ニ途ハナイカト申シマスルト、アルノデアリマス、是ハ裁判所ニ於テ十分行フコトガ出來ルノデアリマス、現ニ今デモ裁判所デハ和解ト云フモノガアリマシテ、和解ニ依レバ必ズシモ權利義務一黠張リデハナクシテ、法律通りヤツテハ氣ノ毒ダト云フヤウナ場合ニハ、和解ノ方法ヲ勧スル途モ、裁判官ガ勸告スルコトガ出來ル途ガ一方デハ開ケテ居ルノデアリマス、又今ノ調停ガ盛ニ利用サレルト云フコトノ今一ツノ理由ハ、是ハ費用ガ餘リ掛カラナイ、早ク済ムト云フ點モアルグラウト思フノデアリマスルガ、サウ云フ點ノ長所ガアリマスルナラバ、ソレハ金額ノ少イ訴訟事件ニ付キマシテ、簡易訴訟手續法ヲ定メレバソレデ目的ハ達セラレルノデアリマス、今ノ訴訟法ガ手續ガ面倒デアリ、費用ガ多ク掛カルカラ簡便ノ方ニ持ツテ行クト云フコトモアルグラウト思フノデアリマス、ソレヲ矯正スルニハ簡易訴訟手續法ヲ定メレバ宜イノデアリマスカラ、サウ云フ途ガ他ニアルノデアリマスカラ、無暗ニ此ノ調停々々ト云ツテ、弊害ノ伴フモノバカリヲヤルコトハダイニ考モノデアラウト思フノデアリマス、若シ權利義務ニ全然關係ノナイヤウナ、道義上ノ問題ヲモ何等力スルト云フ必要ガゴザイマスレバ、斯様ナ問題ハ是ハ只今ノ裁判所ヲ中心トシテ、其

ノ調停ニ權力デ以テ執行力ヲ付與スルヤウ
ナ現行制度ノ調停ニ依ラズニ、全然權利義
務ト關係ノナイヤウナ事柄デゴザイマスレ
バ、何等カノ社會施設デ之ヲ取扱ハシメレ
バ足ルノデアツテ、裁判所ガ之ニ關係スル必
要ハナイノデハナイカト私ハ思フノデアリ
マス、實際ハ何等カ利害ニ關係ヲ持ツトカ
權利義務ニ關係ヲ持ツトカ云フヤウナコト
迄モ調停ヘ持出サレルノデアリマスカラ、
ソレナラバ只今ノヤウナ訴訟法ヲ改正シテ
簡易訴訟手續法ヲ定メ、或ハ仲裁、和解ノ
制度ヲ擴張シテ、是デ以テ十分目的ガ達セ
ラレルノデハナイカト考ヘルノデアリマシ
テ、斯様ナ關係カラ致シマシテ、只今ノ現
狀ノ儘デハ、人事調停法ト云フコトモ或ハ
一時之ヲ行フコトハ便利デアルカト云フコ
トニ付キマシテハ、必ズシモ異論ヲ插ムモ
ノデハナイノデアリマスガ、根本的ニ此ノ
調停法制度其ノモノニ付テノ検討ヲ願ヒタ
イト云フノガ私ノ希望デアリマス、其ノ趣
旨ニ依リマシテ私ハ以下ノ三ツノ點ニ付キ
マシテ、政府ノ御所見ヲ伺ヒタイト考ヘル
ノデアリマス、其ノ第一ハ現行調停制度ヲ
ドウ云フ風ニ考へテ居ラレルカ、今現ニ
モウ既ニ多少ノ弊害ガ生ジテ居リ、尙將來
益、其ノ弊害ガ大キクナラムトスル情勢デ
アルト云フコトヲ御認ニナッテ居ルノデアリ
マスカ、如何デアリマスルカ、現在ノヤウ
ナ此ノ調停制度ト云フモノハ、司法權ニ重

大ナ惡影響ヲ及ス、虞ガアルモノト云フ御考
ハナイノデアリマス、此ノ點ヲ第一ニ伺ヒ
タイノデアリマス、第二ニハ現行法ノ改正
〔議長伯爵松平頼壽君議長席ニ著ク〕
又ハ新タニ法律ヲ設ケマシテ、金額ノ少イ
民事訴訟ニ關シテ簡易手續ヲ定メ、又一方
ハ裁判上ノ和解ノ範圍ヲ擴張ヲスルト云フ
御考ハナイノデアリマスルカ、是ガ第二ニ
アリマス、第三ハ、少クトモ此ノ金錢債務
臨時調停法ト云フモノハ、速力ニ之ヲ廢止
セラレルカ、若シクハ之ヲ改正スル御考ハ
ナイカト云フ此ノ三點デアリマス、平沼總
理大臣ハ我ガ司法界ニ於ケル最モ有力ナル
大先輩ニアラセラレマスルノデ、私共ハ此
ノ司法ニ關スル種々ナル重大問題ニ對シマ
シテ、平沼内閣ニ於テ其ノ解決ヲ見ムコト
ヲ希望シテ已マナイモノデゴザイマスルカ
ラ、只今御尋ヲ致シマシタ第一ノ問題、即
チ現行調停制度ヲ如何ニ考ヘラレマスルカ
ト云フ點ニ付キマシテハ、特ニ總理大臣ノ
御考ヲ伺フコトガ出來レバ幸デアルト考ヘ
ルノデアリマス、以上ガ私ノ質問ノ趣旨デ
ゴザイマス

ノ通り、道義ト法律ト云フモノハ一致シナ
ケレバナラヌコトハ申ス迄モザイマセヌ
シ、又現今ノ裁判所ノ取扱ハ段々此ノ方ニ
傾イテ參リマシテ、一時ノ如ク單ニ法律ノ
正面ニ現レテ居リマス所ノ權利義務ノ觀念、
之ヲ基礎ト致シマシテ裁判ヲスルト云フ傾
向ニナツテ居リマスルコトハ、岩田君御述ノ
寧ロ全體ヲ考ヘマシテ、本當ノ社會正義、
之ヲ基礎ト致シマシテ裁判ヲスルト云フ傾
向ニナツテ居リマスルコトハ、岩田君御述ノ
通リ誠ニ良イ傾向デアルノデアリマス、併
シナガラ裁判所デ曲直ヲ爭フト云フコトニ
ナリマスト云フド、何時迄モ當事者ノ間ニ
面白カラザル關係ヲ持續スルモノデゴザイ
マズ、是ハ「ヨーロッパ」殊ニ「イギリス」邊
ト日本トハ餘程違フ點デアルノデアリマス、デ、
私ハ成ルベク國民ノ間ニ融和ノ觀念ト云フモ
ノヲ保ツテ參リマスル爲ニハ、此ノ調停ノ如キ方
法ニ依リマシテ、オ互ニ主張スル所ハアリ
マシテモ之ヲ圓満ニ解決致シマシテ、當事
者間ニ恨ヲ遺サヌト云フコトニ致シマスル
コトガ、我ガ國ノ古來ノ醇風美俗ヲ維持ス
ル所以デアルト考ヘラレマス、殊ニ親族間
ノコトニ付キマシテハ最モ是ハ大切デアラ
ウト思ヒマス、親族間ニ於キマシテ一度裁
判所デ曲直ヲ争フト云フコトニナリマスル
ト、何時迄モ親戚ノ間ニ争フ繼續スルト云
フコトニナリマスルカラ、是ハ成ルベク表

向キノ裁判ニ現レマセヌヤウニ致スノガ相
當デアラウト自分ハ考ヘテ居リマス、唯此
ノ調停法ニ伴ヒマスル所ノ弊害モ固ヨリ考
ヘナケレバナリマセヌ、岩田君ノ御述ニナ
リマシタ點ニ付キマシテ、或ハ法制ヲ改メ、
或ハ又其ノ運用ヲ宜ク致シマシテ、弊害
ヲ除去スルト云フコトハ大切デゴザイマス
ルガ、大體ニ於キマシテ調停法ノ精神ハ最
モ我が國ニハ適切ナルモノト斯様ニ信ジテ
居リマス

ナ場合ニ、親切丁寧ヲ缺クト云フヤウナ事例モ幾多アツタヤウニ承ッテ居リマス、又調停主任タル判事ガ自ラ原動力トナツテ調停委員ヲ指揮致サナケレバ相成ラヌノニモ拘ラズ、實際上ハ調停委員ニ一任致シマシテ、實質上事件ニ關與ヲシナカツタト云フヤウナ事例モ遺憾ナガラ多少ハアルノデアリマス、併シ斯様ナ弊害ニ付キマシテハ、當局モ嚴ニ之ガ根絶ヲ期スル爲ニ努力致シテ居ルノデアリマス、又事實上判事ガ調停事件ノ處理ニ關與ガ出來ナカツタト云フ場合ニ付キマシテモ、人員ノ増加ヲ圖リマシテ、左様ナコトノナイヤウニ著々トシテ努メテ居ルヤウナ次第デアリマス、調停委員ノ中ニ不正ノ者ハナイト思ヒマスルガ、御承知ノヤウニ調停ニハ四種類アリマシテ、借地借家ノ調停、商事調停、金錢債務臨時調停、小作ノ調停ト云フヤウナ種類ガアリマシテ、之ニ關係スル調停委員ノ數ハ可ナリ多數ナ者デゴザイマス、延數ニ致シマシテ、四萬人以上ニナルノデアリマス、其ノ間ニハ多少不適當ナ者モアツカモ知レナイノデアリマス、此ノ點ニ付キマシテハ、岩田博士ノ御趣旨ヲ體シマシテ、今後十分ニ嚴選アリマス、此ノ點ニ付キマシテハ、申兼ネマスルガ、相當ノ好成績ヲ示シテ居ルノデアリマス、社會ノ人カラモ相當ノ好評ヲ受ケツ調べテ見マスルト、完璧トハ申兼ネマスルガ、相當ノ好成績ヲ示シテ居ルノデアリマス、此ノ結果、即チ調停履行ノ成績ヲ各方面カラ

ツアル制度デアリマス、尙民事訴訟法ヲ改正シテ裁判上ノ和解ヲ擴張シテハ如何デアルカトノ御意見ハ誠ニ御尤デアリマス、併シナガラ重大ナル事項デアリマスルカラ、俄ニ斯ウト申上ゲルコトモ出來マセヌガ、目下司法省内ニ於テ司法制度ノ改善ノ爲ニ調査委員會ガ設ケラレテ居リマスルカラ、早速民事訴訟ノ簡易化ニ關スル諸問事項ヲ出シマシテ、十分ニ御審議ヲ願ヒ、又司法當局ト致シマシテモ、銳意調査ヲ進メタイト考ヘテ居ル次第デゴザイマス

○岩田宙造者 御懇切ナ只今ノ御答辯ニ依リマシテハ、尙十分了解シ兼ネル所モゴザイマスルガ、是レ以上ハ他ノ機會ニ譲リマシテ、只今ハ是デ私ノ質問ヲ打切りマス

〔土方寧君演壇ニ登ル〕

○土方寧君 人事調停法案ニ付キマンシテハ先刻岩田君カラ質問ガアリマシテ、總理大臣、司法大臣ノ御答辯モ謹聽致シマシタ、同ジヤウナコトヲ繰返シテハ申シマセヌガ、實ハ私ハ實驗ガナイカラ細カイ運用ノコトハ分リマセヌ、岩田君ノ御話デ見マスルト云フト、ナカ～法文ノ表面ニ現レテ居ルヤウニ圓滿ニウマク行ハレテ居ナイ、調停ハ是ガ五番目デスガ、色々アルヤウデス、サウ云フモノハ區裁判所判事が主宰トナッテ主トシテ、調停委員ガ調停ノ任ニ當ルト云フコトデアリマスガ、ソレハ先刻御話ノヤウナ最モ適當ナ人ガ進ンデナッテ來レバ宜イ

ノデアリマスケレドモ、調停委員ノ中ニ多
クハ如何ハシイ所謂調停屋ト云フヤウナモ
ノガ段々殖エテ來タト云フコトノ御話ハ、
事實デアラウト思ヒマス私知リマセヌガ……
左様ナコトデアッテハ到底斯クノ如キ立法ノ
趣意ガウマク行ハレナイト思ヒマス、實際
ノコトハ與ツタコトガアリマセヌカラ能ク存
ジマセヌガ、私ハ我國ノ現狀ニ考ヘマシ
テ、斯ウ云フ種類ノ調停法ガ今ノ所デバ兎
モ角モ或時迄、永久デハアリマセヌヨ、何
年迄ト云フ、何年ノ間ト云フコトハアリマ
セヌガ、當分ノ間ハ斯ウ云フコトガ必要デ
ハナカラウカト思ヒマス、サウ考ヘマスノ
ハ無論御承知デアリマセウガ、此ノ調停ト
云フノハ紛議ノアル當事者ノ親戚、故舊、親
友トカ云フヤウナモノガ、全ク好意デ調停
ヲシテ訴訟ヲ起サヌデ済ムヤウニシタイト
云フコトハ、今迄モアルシ、今後モアッテ欲
シイコトデアル、何處デモ同ジコトデアル、
ケレドモソレガイカヌ時ニハドウモ裁判ニ
訴ヘル外仕方ガナイ、調停ト云フノハ中間
ノモノデアリマス、御維新政府ノ勸解ト云
フヤウナモノニ似寄ツタモノデアリマセウガ、
今ノ調停委員ト云フモノハモット規則ノ上ニ
現レテ居ルダケノコトデアリマス、隨分中
間ノ妙ナモノデアリマス、西洋ニハ私ノ知
ル限デハナイト思ヒマス、ト云フノハ御承
知ノ通リ歐米諸國ハ所謂法治國デアリマス、
總テ個人ノ關係モ國トノ關係モ法律ヲ以テ

律スル、其ノ法律ト云フノハ権利ガ本位デ
アリマス、英語ハ法律ト權利トハ別ニナッテ
居リマスガ、「ドイツ」法デモ「フランス」法
デモ抽象的ナ、法律ト云フモノ、權利ト云
フモノニハ「ドロア」「レビト」ト云フ言葉ヲ
使シテ居リマス、法律ハ權利ト同ジ言語デ示
スモノニナッテ居ル關係ニアリマス、無論權
利アレバ之ニ對スル義務モアリマスガ、權
利本位デアル、サウ云フ法治國ノ制定ガ多
年行ハレテ居ツテ、法律ノ知識ハ格別無クテ
モ、常識トシテ法治國ノ國民ハ、彼等ガ日
常生活上必要ナコトハ心得テ居リマス、法
律ト云フモノガ頗ル不備デアッタ思ヒマス
現行ノ法律ガ出來ル迄ハ……、ソレハドウ
云フ譯デアッタカ、詰リ我ガ國ハ德治國デア
リマス、道德ヲ以テ治ツテ居ツタノデアリマ
ス、ソレデ濟ヌベ是程宜イコトハナイト思
ヒマスガ、併シナガラ維新後外國ト交際ヲ
シ、通商貿易ヲスル、社會ノ事情ガ全ク一
變致シマシタカラシテ、道徳ダケデハ個人
相互ノ關係ヤ何カラ律スルコトハ不便デア
リマスカラ、無論或程度ノ今日ノヤウナ、
ヒマスケレドモ、一面ニ於テハ條約改正ト
云フヤウナ、一日モ急ラ要スルコトデ、ド
思ヒマス、左程急グコトハナカッタラウト思
ウシテモ今ノヤウナ現行法ガ形ニ於テ整備

シナイ以上ハ、條約改正ガ出來ヌ、從ツテ法
權、稅權ノ改革ガ出來ナイ、獨立國ノ體面
ヲ完全ニ保ツコトガ出來ナイト云フ必要ニ
迫ラレタカラ、大急ギデヤッタ、幾ラ急イデ
ヤッテモ、親族法ノヤウナモノハ、何分西洋
ト日本ト違ヒマスカラ、特ニ古來ノ日本ノ
慣習ト云フモノヲ斟酌シマシタケレド
モ、マダ〜之ヲ以テハ實際ニ我ガ國ノ國
情、國民ノ醇風美俗ニ適中スルヤウニ出
來テ居ナイカト思ヒマス、畢竟我ガ國ノ國
民ハ、モウ現行ノ法律ガ行ハレルヤウニ
ナツテ以來四十年ニナリマスケレドモ、アナ
タ方ガ見聞ナサツタ所デ分リマセウ、我ガ國
ノ一億ニ近イ國民大多數ノ者ハ、眼中ニ法
律ノ觀念ハアリマセヌ、アルノハ、都合ノ惡
イ、人ガ知ラヌニ乘ジテ、自分ガ法律ヲ學ン
デ、サウシテ都合ノ好イ事ヲシヨウト云フ
ヤウナ人ガ、知ツテ居リマス、專門ニヤラヌ人
デモ、……善良ノ國民ハ、法律ハ眼中ニ無イ、
大多數ハ古來通リノ我ガ國ノ道徳ニ依ツテ
舉措動作ヲ決シテ居リマス、處方法律ニ照
スト、慣習通リヤルト云フコトガ法律デ認
メラレス、ソコニ實情ト法律トガ本當ニ融
和シテ居ナイ、衝突スルヤウナ事情モ起シテ
來マス、是ハ畢竟法律其ノモノガ宜シクナ
イカラダト思フ、デ私ノ伺ヒタイノハ、斯
ウ云フ純粹ノ、裁判ニ類シタヤウナ調停ト云フ
モノハ、變態ノモノデアル、永久ノモノデヤ

ナイ、是ガ必要ナラバ、法律ト云フモノガ
國情ニ適スルヤニ十分出來テ居ナイカラ、
必要ニナルノデアル、是ハ容易ナコトデハ
アリマセヌガ、兎ニ角日本ノ國情、民情ニ
適スルヤウニ、民法等ノ改正ガ、今カラデ
モ始メナケレバナラスト、斯ウ私ハ思ツテ居
リマス、ソレハマア根本ノ問題デアリマス
ガ、私ノ考デハ、現狀ニ於テハドウモスウ
云フ類ノコトガ、矢張リ嘗分ハ必要デヤナ
カラウカト思フカラ、大體ハ贊成致シマ
ス、無論細目ニ付テ精讀シテ居ルノデヤア
リマセズ、細カイ事ハソレ〜是非ノ意見
モアリマセウケレドモ、大體ハ今日ノ所デ
ハ、兎ニ角當分ノ間ハ、斯様ナ變態ナモノ
デアリマスガ、必要ダラウト思ヒマス、唯
運用上ハ、岩田君ノ言ハレタヤウナ弊害ガ
アルト云フコトデアリマスナラバ、政府ノ
方デモ其ノ運用ヲ誤ラヌヤウニ、深甚ノ御
注意、手續ト云フモノヲ執ラレルコトヲ希
望スル譯デアリマス、ソレニ付キマシテ私
ノ考ヘタコトハ、此ノ調停法デモ外ノ調停
法デモ同ジコトデアリマスガ、主ニ調停委
員ガスルト云ツテモ、區裁判所ノ判事ノ主宰
ノ下ニスルノデアル、其ノ區裁判所ノ判事
所ノ部長位、長イ間經驗シタ人ハ給料モ官
トモ出來ヨウト思フ、斯ウナラヌノハ根本
ノ間違デアル、ソレダカラ少クモ地方裁判
所ニ行クコトハ厭ガリマス、ソレナラ區裁
判所ハ特別ニ優遇シテ宜カラウト思フ、丁
度官吏デモ朝鮮、滿洲ニ行ク時ハ、内地ニ
居タ時ヨリ餘計給料ヲヤラナケレバ行キ手

共ニ訴訟ニ與カル、矢張リ實驗ヲ積シテ而
シテ後此ノ區裁判所ニヤル、年功ニ依ツテ地
方裁判所、控訴院ト、斯ウ云フ離段式ニナツ
テ居ル、是ハ誠ニ良イコトデアルガ、區裁
判所ノ事件ハ比較的ニ輕微ナノガ數多クア
リマス、訴訟事件目的物ノ金額ノ上ニ制限
ガアリマスカラ、數ハ多イ、若シ區裁判所ニ
多年ノ經驗ヲ積ンダ老練ナル判事ガ居ツタ
ガアリマスカラ、數ハ多ク、是案ノ本件ノ趣意ノ
ナラバ、私ノ考デハ、今日見ル如キ微細ナ
モアリマセウケレドモ、大體ハ今日ノ所デ
ニナル、抗告シタリスルヤウナ
コトハ無クナル譯グラウト思フ、皆青二才
見タヤウナ人ガヤツテ居ル、是ハ大間違デア
ル、ソレデ區裁判所ニ當ツテ考ヘレバ、少ク
モ地方裁判所部長ニナル位ノ經驗ヲ積ンダ、
世故ニ長ケタ實驗ノアル者ヲ區裁判所ニ持ツ
テ行ツテ、ソレガ情理ヲ盡シテ裁判スレバ、
當事者モ服スルデアリマセウシ、又此ノ調
停法ノ裁判ニナレバ、法律ノコトヲ能ク知
ラナイ調停委員ト云フモノニ色々協力ヲシ
テカラ、適當ナ結果ヲ得セシメルヤウナコ
トモ出來ヨウト思フ、斯ウナラヌノハ根本
ノ間違デアル、ソレダカラ少クモ地方裁判
所ノ部長位、長イ間經驗シタ人ハ給料モ官
ノ他ノ法律ノ改正ニ付キマシテハ、大イニ
ハ事實デアリマス、此ノ點ニ關シマシテ國
ニ法律ガ適用セラレル、外國ノ如キ法律生
テ基本ト致シテ居リマス、從ツテ道義ノ社會
見ハ誠ニ御尤デアリマス、我ガ國ハ所謂德
治ノ國トモ言ハレ、國民ノ生活ハ道義ヲ以
テ活ニハ我ガ國民ハ不憤レデアルト云フコト
ハ事實デアリマス、此ノ點ニ關シマシテ、之ヲ破ル場合
ニ法律ガ適用セラレル、外國ノ如キ法律生
テ訴訟法規等ニ付キマシテモ同様デアリマス、
又職員ノ待遇ニ付キマシテ、之ガ改善ヲ圖
ルベク努力致シツ、アルノデゴザイマス

○國務大臣(鹽野季彥君) 土方博士ノ御意
〔國務大臣鹽野季彥君演壇ニ登ル〕
○國務大臣(鹽野季彥君) 土方博士ノ御意
見ハ誠ニ御尤デアリマス、我ガ國ハ所謂德
治ノ國トモ言ハレ、國民ノ生活ハ道義ヲ以
テ活ニハ我ガ國民ハ不憤レデアルト云フコト
ハ事實デアリマス、此ノ點ニ關シマシテ、之ヲ破ル場合
ニ法律ガ適用セラレル、外國ノ如キ法律生
テ訴訟法規等ニ付キマシテモ同様デアリマス、
又職員ノ待遇ニ付キマシテ、之ガ改善ヲ圖
ルベク努力致シツ、アルノデゴザイマス

致シマセヌ

○議長(伯爵松平頼壽君) 是ニテ通告ノ質疑者ハ終リマシタ

○子爵戸澤正己君 只今上程セラレマシタ

人事調停法案ハ、重要ナル法案デアリマスルガ故ニ、此ノ特別委員ノ數ヲ十五名トシ、

其ノ指名ヲ議長ニ一任スルノ動議ヲ提出致シマス

○子爵秋田重季君 賛成

○議長(伯爵松平頼壽君) 戸澤子爵ノ動議ニ御異議ハゴザイマセヌカ

〔「異議ナシ」ト呼フ者アリ〕

○議長(伯爵松平頼壽君) 御異議ナイト認メマス、特別委員ノ氏名ヲ朗讀致サセマス

軍用自動車検査法案
軍用自動車検査法
昭和十四年二月十六日
衆議院議長 小山 松壽
貴族院議長伯爵松平頼壽殿
第一條 戰時又ハ事變ノ際ニ於ケル軍所要ノ自動車ノ調達ヲ確實ナラシムル爲政府ハ勅令ノ定ムル所ニ依リ自動車ヲ一定ノ場所ニ差出サシメ其ノ検査ヲ行フコトヲ得

前項ノ検査ニ際シ必要アルトキハ當該官吏ハ關係者ニ對シ質問ヲ爲シ又ハ検査ニ付協力ヲ爲サシムルコトヲ得

第二條 前條第一項ノ検査ヲ受クル者ニ對シテハ勅令ノ定ムル所ニ依リ手當及旅費ヲ給ス

第三條 第一條第一項ノ規定ニ違反シテ検査ニ自動車ヲ差出サザル者ハ五百圓以下ノ罰金ニ處ス

第四條 第一條第一項ノ検査ヲ受クベキ場所ニ於テ検査ノ執行ヲ拒ミ、妨ゲ又ハ忌避シタル者ハ三百圓以下ノ罰金又ハ科料ニ處ス同條第二項ノ規定ニ違反シテ質問ニ對シ答辯ヲ爲サズ若ハ虛偽ノ陳述ヲ爲シ又ハ協力ヲ爲サザル者亦

シテ質問ニ對シ答辯ヲ爲サズ若ハ虛偽

ノ陳述ヲ爲シ又ハ協力ヲ爲サザル者亦

同ジ

○議長(伯爵松平頼壽君) 日程第七、軍用自動車検査法案、政府提出、衆議院送付、第一讀會、板垣陸軍大臣

軍用自動車検査法案

右政府提出案本院ニ於テ可決セリ因テ議院法第五十四條ニ依リ及送付候也

雇人其ノ他ノ從業者ガ其ノ業務ニ關シ第三條ノ違反行爲ヲ爲シタルトキハ自已ノ指揮ニ出デザルノ故ヲ以テ其ノ處シマス

貴族院議長伯爵松平頼壽殿
軍用自動車検査法案
軍用自動車検査法
第六條 第三條ノ罰則ハ其ノ者ガ法人ナルトキハ理事、取締役其ノ他ノ法人ノ業務ヲ執行スル役員ニ、未成年者又ハ禁治產者ナルトキハ其ノ法定代理人ニ之ヲ適用ス但シ營業ニ關シ成年者ト同一ノ能力ヲ有スル未成年者ニ付テハ此ノ限ニ在ラズ

附 則

本法施行ノ期日ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

〔國務大臣板垣征四郎君演壇ニ登ル〕

○國務大臣(板垣征四郎君) 只今議題トナリマシタ自動車検査ニ關スル法律案ヲ提出スルニ至リマシタ理由ヲ説明致シマス、軍ノ急速ナル機械化ニ伴ヒマシテ、多數ノ自動車ヲ必要ト致シマスノデ、戰時ニ於キマシテハ民間自動車ヲ軍用ニ供スル必要ガ益々増大シテ參ツタノデアリマス、從來ハ軍所要ノ自動車數ハ極メテ少數デアリ、又軍トシテ自動車ノ性能等ニ對スル要求モ單純デアリマシタノデ、自動車調査票ヲ資料ト致シマシテ、簡単ニ机ノ上ニ於テ調査計畫ヲ立てシテモ、有事ノ場合ノ要求ニ應ジ得タノ

○議長(伯爵松平頼壽君) 別ニ御質疑ガナケレバ、本案ノ特別委員ノ氏名ヲ朗讀致サセマス

○議長(伯爵松平頼壽君) 别ニ御質疑ガナケレバ、本案ノ特別委員ノ氏名ヲ朗讀致サセマス

第五條 第一條第一項ノ検査ヲ受クベキ軍用自動車検査法案特別委員
軍用自動車検査法案特別委員
侯爵小村 捷治君 伯爵松木 宗隆君
子爵立見 豊丸君 大島 健一君
三井清一郎君 岡 喜七郎君
男爵有地藤三郎君 大和田健三郎君
上野喜左衛門君
○議長(伯爵松平頼壽君) 日程第八、朝鮮事業公債法中改正法律案、日程第九、朝鮮私設鐵道補助法中改正法律案、日程第十、朝鮮鐵道株式會社所屬金泉慶北安東間鐵道買收ノ爲公債發行ニ關スル法律案、政府提

出、衆議院送付、第一讀會、是等ノ三案ヲ

一括致シマシテ、議題トスルコトニ御異議

ガゴザイマセヌカ

〔「異議ナシ」ト呼フ者アリ〕

○議長(伯爵松平頼壽君) 御異議ナイト認

メマス、松村大藏政務次官

○議長(伯爵松平頼壽君) 御異議ナイト認

メマス、松村大藏政務次官

朝鮮事業公債法中改正法律案

右政府提出案本院ニ於テ可決セリ因テ議

院法第五十四條ニ依リ及送付候也

昭和十四年二月十六日

衆議院議長 小山 松壽

貴族院議長伯爵松平頼壽殿

朝鮮事業公債法中改正法律案

朝鮮事業公債法中左ノ通改正ス

第一條中「八億九千三百五十萬圓」ヲ「十

附 則

朝鮮事業公債法中左ノ通改正ス

朝鮮事業公債法中左ノ通改正ス

朝鮮事業公債法中左ノ通改正ス

朝鮮事業公債法中改正法律案

朝鮮事業公債法中改正法律案

朝鮮事業公債法中改正法律案

朝鮮事業公債法中改正法律案

朝鮮事業公債法中改正法律案

衆議院議長 小山 松壽

貴族院議長伯爵松平頼壽殿

朝鮮私設鐵道補助法中改正法律案

第一條第一項中「十五年ヲ限リ」ノ下ニ

「豫算ノ範圍内ニ於テ」ヲ加ヘ同條第二

項中「五年」ヲ「十年」ニ改ム

第二條 前條ノ補助金ハ毎營業年度ニ於ケル建設費ニ對シ年五分ノ割合ニ相當スル金額ヲ限度トス但シ每營業年度ニ超過額ハ之ヲ補助金額ヨリ控除ス

第五條 削除

附 則

本法ハ昭和十四年四月一日ヨリ之ヲ施行ス但シ本法施行ノ際現ニ補助ヲ受クル鐵道ニ對スル補助ニ付テハ各現在ノ補助期

間滿了ノ日ノ屬スル營業年度ノ末日迄ハ改正規定ニ拘ラズ仍從前ノ例ニ依ル

朝鮮鐵道株式會社所屬金泉慶北安東間鐵道買收ノ爲公債發行ニ關スル法律案

右政府提出案本院ニ於テ可決セリ因テ議

院法第五十四條ニ依リ及送付候也

昭和十四年二月十六日

衆議院議長 小山 松壽

貴族院議長伯爵松平頼壽殿

朝鮮鐵道株式會社所屬金泉慶北安東間鐵道買收ノ爲公債發行ニ關スル法律案

右政府提出案本院ニ於テ可決セリ因テ議

院法第五十四條ニ依リ及送付候也

昭和十四年二月十六日

衆議院議長 小山 松壽

貴族院議長伯爵松平頼壽殿

朝鮮鐵道株式會社所屬金泉慶北安東間鐵道買收ノ爲公債發行ニ關スル法律案

右政府提出案本院ニ於テ可決セリ因テ議

院法第五十四條ニ依リ及送付候也

昭和十四年二月十六日

衆議院議長 小山 松壽

貴族院議長伯爵松平頼壽殿

朝鮮私設鐵道補助法中改正法律案

第一條第一項中「十五年ヲ限リ」ノ下ニ

（政府委員松村光三君演壇ニ登ル）

○政府委員(松村光三君) 只今議題トナツ

申上ゲマス、朝鮮事業公債法中改正法律案

特居リマスル日程第八及第十ヲ一括御説明

トシテ計上致シマシタル鐵道建設及改良費

ノ追加額一億八千七百六十萬餘圓ハ、其ノ

經費ノ性質及特別會計歲計ノ現狀ニ鑑ミマ

シテ、之ガ財源ヲ公債ニ依ルコトト致シマ

シタル等ニ依リ、現行朝鮮事業公債法ノ公債

發行限度ヲ増加スルノ必要ガアリマスルノ

デ、本法律案ヲ提出致シタル次第デアリマ

ス、次ニ日程第十、朝鮮鐵道株式會社所屬

金泉慶北安東間鐵道買收ノ爲公債發行ニ關

スル法律案提出ノ理由ヲ御説明致シマス、

朝鮮鐵道株式會社ノ經營ニ屬シマスル金泉

慶北安東間ノ鐵道、即チ慶北線ハ朝鮮國有

鐵道ノ京釜線金泉驛ヨリ北上致シマシテ、

慶尚北道ノ略、中部慶北安東驛ニ至リマス

ル延長百十餘「キロ」ノ私設鐵道ニアリマス

ガ、本鐵道ハ曩ニ第六十九回帝國議會ノ協

賛ヲ經マシタ朝鮮國有鐵道中央線ノ建設工

事ノ進捗ニ伴ヒマシテ、工事用諸材料運送

ノ便宜上、及ビ國有鐵道運輸系統整備ノ必

要上等ヨリ、昭和十四年度ニ於キマシテ之

ヲ買收スルヲ適當ト認メマシタル爲、其ノ

買收代價トシテ交付スペキ公債ヲ發行シ得

ルコトスルノ必要ガアリマスルノデ、本

法律案ヲ提出致シマシタ次第デアリマス、

何卒兩案共御審議ノ上速カニ協賛ヲ與ヘラ

レムコトヲ希望致シマス

○議長(伯爵松平頼壽君) 寺田拓務政務次官

（政府委員寺田市正君演壇ニ登ル）

○政府委員(寺田市正君) 私ハ日程第九デ

ゴザイマスガ、朝鮮私設鐵道補助法中改正法律案ノ提出ノ理由ヲ御説明申上ゲマス、

朝鮮ニ於ケル私設鐵道ニ對シマシテハ現行

法ニ依リマシテ該鐵道營業開始ノ日ヨリ二

十年迄ハ補助金ヲ交付シ得ルコトトナツテ

居リマス、現在補助金ノ交付ヲ受ケツ、ア

ル私設鐵道中、近ク其ノ補助期間ノ満了ス

ルモノガゴザイマスノデアリマスガ、是等ノ

ハ未ダ其ノ業績豫期ノ如ク舉シテ居リマセ

ヌシ、尙當分ノ間ハ政府ノ補助ヲ離レテハ

自立シ難イ狀態デゴザイマス、而モ是等ノ

鐵道ハ朝鮮開發上重要ナル路線デゴザイマ

シテ、且國營代行ノ意義ヲ有シマスルノデ、

今回本法ニ必要ナル改正ヲ加ヘマシテ、之

ガ助成ノ爲必要アル場合ニ於テハ現在ノ補助

期間ヲ更ニ五年間延長シ得ルノ途ヲ開カムト

致シタノデゴザイマス、尙補助方法ニ付キマ

シテモ、現下經濟界ノ趨勢ニ鑑ミマシテ、適當

ノ改正ヲ加フルコト致シマシタ、何卒御審

議ノ上御協贊アラムコトヲ希望致シマス

○子爵戸澤正己君 只今議題トナリマシタ

朝鮮事業公債法中改正法律案外二件ハ、是

亦重要ナル法案デアリマスルガ故ニ、其ノ
特別委員ノ數ヲ十五名トシ、其ノ指名ヲ議
長ニ一任スルノ動議ヲ提出致シマス

○子爵秋田重季君 贊成

○議長(伯爵松平頼壽君) 戸澤子爵ノ動議
ニ御異議ハゴザイマセヌカ

〔「異議ナシ」ト呼フ者アリ〕

○議長(伯爵松平頼壽君) 御異議ナイト認
メマス、特別委員ノ氏名ヲ朗讀致サセマス

〔石橋書記官朗讀〕

朝鮮事業公債法中改正法律案外二件特別
委員

侯爵池田 宣政君侯爵大炊御門經輝君

伯爵堀田 正恒君 子爵野村 益三君

子爵秋元 春朝君 子爵保科 正昭君

男爵福原 俊丸君 男爵久保田敬一君

今井田清德君 男爵大藏 公望君

丸山 鶴吉君 滝澤 金藏君

今井 五介君 松本勝太郎君

風間八左衛門君

○議長(伯爵松平頼壽君) 日程第十一、非
訟事件手續法中改正法律案、政府提出、第
一讀會、鹽野司法大臣

非訴事件手續法中改正法律案

右
勅旨ヲ奉ジ帝國議會ニ提出ス

昭和十四年二月十七日

内閣總理大臣 男爵平沼騏一郎

司法大臣 鹽野 季彥

非訟事件手續法中改正法律案
目錄第三編ヲ左ノ如ク改ム

第三編 商事非訟事件

第一章 會社及ヒ競賣ニ關スル事件

第二章 社債ニ關スル事件

第三章 會社ノ整理ニ關スル事件

第四章 會社ノ清算ニ關スル事件

第五章 商業登記

第一節 通則

第二節 商號ノ登記

第三節 未成年者、妻及ヒ法定代
理人ノ登記

第四節 支配人及ヒ會社ノ清算人
ノ登記

第五節 合名會社及ヒ合資會社ノ
登記

第六節 株式會社ノ登記

第七節 株式合資會社ノ登記

第八節 有限會社ノ登記

第九節 外國會社ノ登記

第三十七條 第百三十六條第一項、第百
三十七條、第百三十八條、第百七十五
條、第百七十六條及ヒ第百七十七條ノ
規定ハ法人ノ清算人ニ之ヲ準用ス

信託事務ニ關スル帳簿竝ニ書類ヲ「財產
目錄竝ニ信託事務ニ關スル帳簿及ヒ書類」

第一項中「財產目錄及ヒ
規定期限」

商法第五百二十七條第一項及ヒ第七百
五十七條第一項ニ定メタル事件ハ競賣
ニ付スヘキ物品所在地ノ區裁判所ノ管轄

第一百六十六條中「遺言書」提出、開封竝ニ檢
認及ヒ其告知ノ費用ヲ「遺言書」提出、
開封及ヒ檢認竝ニ其告知ノ費用」ニ改ム

轄トス

第一百二十七條第二項中「取締役又ハ株主」
ヲ「申請人」ニ改ム

第一百一十九條第一項中「商法第百二十一十四
條第二項」ヲ「商法第百七十三條第二項」
ニ改ム

第一百二十六條 商法第五十八條、第百七
三條第一項第二項、第百七十八條、
第百八十一條第一項、第二百四條第
一項但書、第二百三十七條第二項、第
二百五十八條第二項、第二百七十一條、
二百九十一條第一項、第二百九十四
條、第三百五十三條第一項及ヒ第三百
七十四條第二項、其準用規定、同法第
五百五十三條第二項竝ニ有限會社法第八
條第一項但書、第四十五條及ヒ第六十
七條第三項ニ定メタル事件ハ會社ノ本
店所在地ノ地方裁判所ノ管轄トス

商法第四百十一條第三項及ヒ其準用規定
ニ定メタル事件ハ合併無効ノ訴ニ關ス
ル第一審ノ受訴裁判所ノ管轄トス

商法第四百八十四條及ヒ其準用規定ニ
定メタル事件ハ閉鎖ヲ命セラルヘキ外
國會社ノ支店ノ所在地ノ地方裁判所ノ
管轄トス

第一百三十一條第一項中「商法第百十一條
第二項」ヲ「商法第百五十三條第二項」ニ、
「同法第百六十條第二項」ヲ「同法第「百
三十七條第二項」ニ改ム

第一百三十二條第一項「商法第百七十八條
(同法第三百七十條第一項ニ於テ準用
スル場合ヲ含ム)」ノ規定ニ依ル許可ノ
申請ハ其事由ヲ疏明シ總發起人又ハ總
管轄トス

前條ノ規定ハ前項ノ申請アリタル場合
スル場合ヲ含ム)」ノ規定ニ依ル許可ノ
申請ハ其事由ヲ疏明シ總發起人又ハ總
管轄トス

第一百三十二條ノ三 前條ノ規定ハ商法第
十九條第二項及ヒ第四百十六條第三項
ニ之ヲ準用ス

五十八條第一項ニ於テ準用スル場合ヲ
含ムノ豫告ヲ爲シタル債權者ハ會社
ノ本店所在地ノ地方裁判所ニ持分ノ拂
戾ノ請求權ノ保全ニ關シ必要ナル處分
ヲ爲スコトヲ請求スルコトヲ得

第百二十九條第一項及ヒ第百二十九條
ノ四ノ規定ハ前項ノ申請ニ對スル裁判
ニ付キ之ヲ準用ス

第百三十五條ノ十一 有限會社法第八條
第一項但書ノ規定ニ依ル認可ノ申請ハ
其事由ヲ疏明シ總社員之ヲ爲スヘシ但
會社成立後ノ場合ニ於テハ總取締役之
ヲ爲スヲ以テ足ル

第百三十五條ノ十二 有限會社法第六十
條第二項ノ規定ニ依ル認可ノ申請ハ合
併ヲ爲ス會社ノ總取締役及ヒ總監査役
之ヲ爲スヘシ

第百三十五條ノ十三 前條ノ規定ハ有限
會社法第六十七條第三項ノ規定ニ依ル
認可ノ申請ヲ爲ス場合ニ之ヲ準用ス

第百三十五條ノ十四 第百三十二條ノ規
定ハ前三條ノ申請アリタル場合ニ之ヲ
準用ス

第三編中第一章ヲ第四章トシ第三章ヲ第
五章トス

第二章 社債ニ關スル事件

第百三十五條ノ十五 商法第三百十二
條ノ規定ニ依リ決議ノ認可ヲ申請スル
場合ニ於テハ議事錄ヲ提出スルコトヲ
項、第三百十九條、第三百二十條第三

項、第三百二十五條、第三百三十六條
第一項及ヒ第三百七十六條第三項竝ニ
其準用規定ニ定メタル事件ハ社債ヲ發
行シタル會社ノ本店所在地ノ地方裁判
所ノ管轄トス

第百三十五條ノ十六 商法第三百三十六
條ノ規定ニ依ル許可、同法第三百十三條
ノ規定ニ依ル解任又ハ同法第三百十四
條第二項ノ規定ニ依ル選任ノ申請ニ付
テハ裁判所ハ利害關係人ノ陳述ヲ聽キ
理由ヲ附シタル決定ヲ以テ裁判ヲ爲ス
ヘシ

申請ヲ認許スル裁判ニ對シテハ不服ヲ
申立ツルコトヲ得ス

申請ヲ認許セサル裁判ニ對シテハ即時
抗告ヲ爲スコトヲ得

第百三十五條ノ十七 商法第三百三十九條
ノ規定ニ依ル許可ノ申請ハ其事由ヲ疏明
シ社債權者集會ノ招集者之ヲ爲スヘシ
前條ノ規定ハ前項ノ申請アリタル場合
ニ之ヲ準用ス

第百三十五條ノ十八 第百三十一條及ヒ
第百三十五條ノ二十二 第百三十五條ノ
十六乃至前條ノ規定ハ株式合資會社ニ
之ヲ準用ス

第百三十五條ノ二十三 第十五條ノ規定
ハ本章ノ手續ニハ之ヲ適用セス

第三章 會社ノ整理ニ關スル事件

第百三十五條ノ二十四 會社ノ整理ニ關
條第三項ノ規定ニ依ル許可ノ申請ニ付
キ之ヲ準用ス

第百三十五條ノ十九 商法第三百二十五
條ノ規定ニ依リ決議ノ認可ヲ申請スル
場合ニ於テハ議事錄ヲ提出スルコトヲ

要ス

第百三十五條ノ二十 商法第三百三十六
條第一項ノ規定ニ依ル許可ノ申請ハ社
債募集ノ委託ヲ受ケタル會社、代表者
又ハ執行者之ヲ爲スヘシ

前條第二項ノ規定ハ前項ノ申請アリタ
ル場合ニ之ヲ準用ス

第百三十五條ノ二十一 第百三十五條ノ
十六ノ規定ハ商法第三百七十六條第三
項（同法第四百十六條第二項ニ於テ準
用スル場合ヲ含ム）ノ規定ニ依ル期間
ノ伸長ノ申請アリタル場合ニ之ヲ準用
ス

第百三十五條ノ二十二 第百三十五條ノ
十六乃至前條ノ規定ハ株式合資會社ニ
之ヲ準用ス

第百三十五條ノ二十三 第十五條ノ規定
ハ本章ノ手續ニハ之ヲ適用セス

第百三十五條ノ二十四 會社ノ整理ニ關
條第三項ノ規定ニ依ル許可ノ申請ニ付
キ之ヲ準用ス

第百三十五條ノ二十五 會社ノ整理ハ裁
判所ノ監督ニ屬ス

第百三十五條ノ二十六 整理開始ノ申請
ヲ爲ス場合ニ於テハ其事由ヲ疏明スル
コトヲ要ス

第百三十五條ノ二十七 整理開始ノ申請
ヲ爲ス場合ニ於テハ整理ノ手續ノ費用
トシテ裁判所カ相當ト認ムル金額ノ豫
納アルコトヲ要ス豫納ナキトキハ裁判
所ハ其申請ヲ却下スルコトヲ得

費用ノ豫納ニ關スル裁判ニ對シテハ不
服ヲ申立ツルコトヲ得ス

第百三十五條ノ二十八 裁判所カ職權ヲ
以テ整理ノ開始ヲ命シタルトキハ整理
ノ手續ノ費用ハ假ニ國庫ヨリ之ヲ支辨
ス費用ノ豫納ナキニ拘ラス裁判所カ整
理ノ開始ヲ命シタルトキ及ヒ豫納金カ
不足ナルニ至リクトキ亦同シ

第百三十五條ノ二十九 整理開始ノ命令
アリタル場合ニ於テハ整理ノ手續ノ費
用ハ會社ノ負擔トス

第百三十五條ノ三十 整理開始ノ申請ア
リタルトキハ裁判所ハ會社ノ業務ヲ監
督スル官廳ニ其旨ヲ通知スヘシ

第百三十五條ノ三十一 整理開始ノ命令
ハ理由ヲ附シタル決定ヲ以テ之ヲ爲ス

第百三十五條ノ三十二 裁判所ハ會社ノ業
務ヲ監督スル官廳ニ

第百三十五條ノ三十三 會社ノ整理ニ關
條第三項ノ規定ニ依ル許可ノ申請ニ付
キ之ヲ準用ス

第百三十五條ノ三十四 會社ノ整理ニ關
條第三項ノ規定ニ依ル許可ノ申請ニ付
キ之ヲ準用ス

第百三十五條ノ三十五 會社ノ整理ハ裁
判所ノ管轄トス

第百三十五條ノ三十六 整理開始ノ申請
ヲ爲ス場合ニ於テハ其事由ヲ疏明スル
コトヲ要ス

第百三十五條ノ三十七 整理開始ノ申請
ヲ爲ス場合ニ於テハ整理開始ノ命令
アリタルトキハ裁判所ハ會社ノ業務ヲ監
督スル官廳ニ其旨ヲ通知スヘシ

第百三十五條ノ三十八 整理開始ノ命令
ハ理由ヲ附シタル決定ヲ以テ之ヲ爲ス

ヘシ整理開始ノ申請ヲ却下スル場合亦同シ

前項ノ規定ハ前項ノ裁判アリタル場合

ニ之ヲ準用ス

第一百三十五條ノ三十二 第百三十三條ノ二第四項及ヒ第五項ノ規定ハ裁判所カ

整理ノ開始ヲ命シタル場合ニ之ヲ準用ス

第一百三十五條ノ三十三 整理開始ノ命令

ニ對シテハ會社ニ限リ即時抗告ヲ爲ス

コトヲ得

整理開始ノ申請ヲ却下シタル裁判ニ對

シテハ申請人ニ限リ抗告ヲ爲スコトヲ

得

第一百三十五條ノ三十四 整理開始ノ命令

ヲ取消ス決定ハ確定ノ後ニ非サレハ其

效力ヲ生セス

第一百三十五條ノ三十五 登記所カ整理開

始ノ登記ノ囑託ヲ受ケタルトキハ遲滞

ナク其登記ヲ爲スコトヲ要ス但其公告

ヲ爲スコトヲ要セス

第一百三十五條ノ三十六 商法第三百八十

三條第一項ノ規定ニ依ル破産手續及ヒ

和議手續ノ中止ノ命令ニ對シテハ不服

ヲ申立ツルコトヲ得ス

第一百三十五條ノ三十七 商法第三百八十

四條ノ規定ニ依リ競賣手續ノ中止ヲ命

スル場合ニ於テハ裁判所ハ競賣申立人

ノ陳述ヲ聽クコトヲ要ス

前項ノ中止ノ命令ニ對シテハ競賣申立人ニ限リ即時抗告ヲ爲スコトヲ得

ノ中止ノ命令ヲ取消ス決定ニ之ヲ準用

第一百三十五條ノ三十四ノ規定ハ第一項

ス

第一百三十五條ノ三十八 裁判所カ商法第

三百八十七條第一項ニ掲ケタル處分ヲ

取消シ又ハ變更シタルトキハ會社ノ本

店及ヒ支店ノ所在地ノ登記所ニ其登記

ヲ囑託スルコトヲ要ス

裁判所カ商法第三百八十七條第二項ニ

掲ケタル處分ヲ取消シ又ハ變更シタル

トキハ其登記又ハ登錄ヲ囑託スルコト

ヲ要ス

第一百三十五條ノ三十九 登記所カ商法第

三百八十七條又ハ前條ノ囑託ヲ受ケタ

ルトキハ遲滞ナク其登記ヲ爲スコトヲ

要ス

第一百三十五條ノ三十九 登記所カ商法第

三百八十七條又ハ前條ノ囑託ヲ受ケタ

ルトキハ遲滞ナク其登記ヲ爲スコトヲ

要ス

第一百三十五條ノ四十 第百三十三條ノ二

第四項及ヒ第五項ノ規定ハ商法第三百

八十六條第一項第一號ノ處分ヲ爲シタ

ル場合ニ之ヲ準用ス

第一百三十五條ノ四十一 裁判所カ商法第

三百八十六條第一項第三號ノ處分ヲ爲

スコトヲ要ス

第一百三十五條ノ四十一 裁判所カ商法第

三百八十六條第一項第三號ノ處分ヲ爲

スコトヲ要ス

第四十條、第四十條ノ二及ヒ第一百二十
八條ノ規定ハ検査役ニ之ヲ準用ス

第一百三十五條ノ四十二 前條第二項ノ規
定ハ整理委員ニ之ヲ準用ス

第一百三十五條ノ四十三 商法第三百九十
二條第三項ノ規定ニ依ル申請ニ付テハ

裁判所ハ取締役及ヒ異議ヲ述ヘタル株

主ノ陳述ヲ聽キ理由ヲ附シタル決定ヲ

以テ裁判ヲ爲スヘシ前項ノ裁判ハ異議

ヲ述ヘタル株主ニ對シテモ之ヲ告知ス

ルコトヲ要ス

第一百二十九條ノ四及ヒ第一百三十二條ノ

五第三項ノ規定ハ第一項ノ裁判ニ付キ

之ヲ準用ス

第一百三十五條ノ四十四 取締役ハ商法第

三百九十三條第一項ノ規定ニ依リ作成

シタル株主表ニ同法第三百九十二條ノ

承認又ハ確定アリタルコトヲ證スル書

面ヲ添附シ之ヲ裁判所ニ提出スルコト

ヲ要ス

株主表及ヒ其添附書類ハ利害關係人ノ

閲覽ニ供スル爲メ之ヲ裁判所ニ備へ置

クコトヲ要ス

第一百三十五條ノ四十五 商法第三百九十

三條第二項ノ規定ニ依ル認可ハ株主表

ニ記載シテ之ヲ爲ス

前項ノ認可ニ對シテハ不服ヲ申立ツル

コトヲ得ス

會社及ヒ株主ハ手數料ヲ納付シテ株主

表ノ抄本ノ交付ヲ申請スルコトヲ得
民事訴訟法第百五十一條第二項ノ規定
ハ株主表ノ抄本ニ之ヲ準用ス

第一百三十五條ノ四十六 民事訴訟法第六
編ノ規定ハ商法第三百九十三條第三項
ノ強制執行ニ之ヲ準用ス

第一百三十五條ノ四十七 商法第三百八
六條第一項第五號ノ處分ヲ爲ス場合ニ

於テハ裁判所ハ解任セントスル取締役

又ハ監査役ノ陳述ヲ聽クコトヲ要ス

第一百三十五條ノ四十八 商法第三百八
六條第一項第六號ノ處分ニ對シテハ不

服ヲ申立ツルコトヲ得ス

第一百三十五條ノ四十九 第百二十九條ノ

四、第一百三十二條ノ五第三項及ヒ第一百

三十五條ノ十六第一項ノ規定ハ商法第

三百八十六條第一項第七號ノ處分ニ付

キ之ヲ準用ス

第一百三十五條ノ五十 商法第三百八
六條第一項第八號ノ規定ニ依ル査定ヲ申

請スル場合ニ於テハ其原因タル事實ヲ

疏明スルコトヲ要ス

第一百三十五條ノ五十一 裁判所カ職權ヲ

以テ査定手續ヲ開始スル場合ニ於テハ

其旨ノ決定ヲ爲スヘシ

第一百三十五條ノ五十二 第百三十五條ノ

十六第一項ノ規定ハ査定ノ裁判及ヒ査

定ノ申請ヲ却下スル裁判ニ之ヲ準用ス

第一百三十五條ノ五十三 裁判所カ商法第

三百八十六條第一項第十號ノ處分ヲ爲
ストキハ同時ニ監督員ヲ選任シ同法第
三百九十七條第二項ノ指定ヲ爲スコト
ヲ要ス

裁判所ハ何時ニテモ前項ノ指定ヲ變更
スルコトヲ得

第四十條及ヒ第四十條ノ二ノ規定ハ監
督員ニ之ヲ準用ス

第三百三十五條ノ五十四 裁判所カ商法第
三百八十六條第一項第十一號ノ處分ヲ
爲ストキハ同時ニ管理人ヲ選任スルコ
トヲ要ス

第三百三十五條ノ五十五 第百三十三條ノ
二第四項第五項及ヒ第三百三十五條ノ三
十ノ規定ハ整理終結ノ決定ヲ爲シタル
場合及ヒ整理開始ノ命令ヲ取消ス決定
カ確定シタル場合ニ之ヲ準用ス

第三百三十五條ノ五十六 整理終結ノ決定
ニ對シテハ其公告アリタル日ヨリ一週
間内ニ即時抗告ヲ爲スコトヲ得

第三百三十五條ノ五十七 第百三十五條ノ
三十及ヒ第三百三十五條ノ五十八第二項
第三項ノ規定ハ商法第四百一條ノ規定
ニ依リ和議手續ノ開始アリタル場合及
ビ同法第四百二條ノ規定ニ依リ破産ノ
宣告アリタル場合ニ之ヲ準用ス

第三百三十五條ノ五十九 商法第四百一條
第一項ノ規定ニ依ル認可ノ申請ハ總取
締役ハ總管理人之ヲ爲スヘシ

第三百三十五條ノ六十 商法第四百一條第
二項ノ和議事件及ヒ同法第四百二條ノ
所ノ管轄トス

第三百三十五條ノ六十一 第百三十五條ノ
三十及ヒ第三百三十五條ノ五十八第二項
第三項ノ規定ハ商法第四百一條ノ規定
ニ清算ニ關スル事件ハ會社ノ本店所在地
ノ區裁判所ノ管轄トス

第三百三十六條 合名會社及ヒ合資會社ノ
清算ニ關スル事件ハ會社ノ本店所在地
ノ地方裁判所ノ管轄トス

第三百三十七條 第百三十五條ノ
三十及ヒ第三百三十五條ノ五十八第二項
第三項ノ規定ハ商法第四百一條ノ規定
ニ依リ和議手續ノ開始アリタル場合及
ビ同法第四百二條ノ規定ニ依リ破産ノ
宣告アリタル場合ニ之ヲ準用ス

第三百三十八條 第百三十五條ノ二十
開始ノ取消ノ登記ニ付キ之ヲ準用ス

第三百三十九條 第百三十五條ノ
三十及ヒ第三百三十五條ノ五十八第二項
第三項ノ規定ハ商法第四百一條ノ規定
ニ依リ和議手續ノ開始アリタル場合及
ビ同法第四百二條ノ規定ニ依リ破産ノ
宣告アリタル場合ニ之ヲ準用ス

第三百四十條 第百三十五條ノ
三十及ヒ第三百三十五條ノ五十八第二項
第三項ノ規定ハ商法第四百一條ノ規定
ニ依リ和議手續ノ開始アリタル場合及
ビ同法第四百二條ノ規定ニ依リ破産ノ
宣告アリタル場合ニ之ヲ準用ス

第三百三十九條ノ五十八 整理開始ノ命令
ヲ取消ス決定カ確定シタルトキハ裁判
所ハ商法第三百八十七條ノ登記若クハ
登錄又ハ第三百三十五條ノ三十八ノ登記
若クハ登錄ノ抹消ヲ囑託スルコトヲ要
ス

前項ノ規定ハ整理終結ノ決定カ確定シ
タル場合ニ之ヲ準用ス但商法第三百八
十六條第一項第五號ノ處分ノ登記ニ付
テハ此限ニ在ラス

第三百三十九條ノ三十九ノ規定ハ前二項
ノ規定ニ依ル囑託アリタル場合ニ之ヲ
準用ス

ノ規定ニ依リ和議手續ノ開始アリタル
トキハ和議法第十條及ヒ第五十六條ノ
規定ノ適用ニ付テハ整理開始ノ命令ハ
其前ニ和議開始ノ申立ナキトキハ之ヲ
和議開始ノ申立ト看做シ整理ノ爲メニ
生シタル債權及ヒ整理ノ手續ノ費用ハ
之ヲ和議ノ爲メニ生シタル債權及ヒ和
議手續ノ費用ト看做ス

第三百三十九條ノ三十九ノ規定ハ前二項
ノ規定ニ依リ破産ノ宣告アリタルトキ
ハ破產法第一編ノ規定ノ適用ニ付テハ
整理開始ノ命令ハ其前ニ支拂ノ停止又
ハ破產ノ申立ナキトキハ之ヲ支拂ノ停
止又ハ破產ノ申立ト看做シ整理ノ爲メ
ニ生シタル債權及ヒ整理ノ手續ノ費用
ハ之ヲ財團債權トス

第三百三十九條ノ三十九ノ規定ハ前二項
ノ規定ニ依ル決定ニ對シテハ即時抗告ヲ
爲スコトヲ得

第五ノ規定ハ會社ノ清算ニ之ヲ準用ス
第三百三十七條ノ二 第百三十二條ノ四乃
至第三百三十二條ノ六ノ規定ハ株式會
社、株式合資會社及ヒ有限會社ノ清算
人ニ之ヲ準用ス

第三百三十八條ノ四 裁判所カ商法第百二
十五條第四項又ハ其準用規定ニ依リ鑑
定人ノ選任ヲ爲シタル場合ニ於テハ其
手續ノ費用ハ會社ノ負擔トス呼出及ヒ
訊問ノ費用亦同シ

第三百三十八條ノ六 第百三十二條第一項
及ヒ第三百三十二條ノ二第一項ノ規定ハ
商法第四百二十三條第二項又ハ其準用
規定ニ依ル許可ノ申請ニ付キ之ヲ準用
ス

第三百三十八條ノ七 商法第四百二十九條
又ハ其準用規定ニ依ル保存者ノ選任ノ
裁判ニ對シテハ不服ヲ申立ツルコトヲ
得ス

第三百三十八條ノ七 商法第四百二十九條
又ハ其準用規定ニ依ル保存者ノ選任ノ
裁判ニ對シテハ不服ヲ申立ツルコトヲ
得ス

第三百三十八條ノ八 債權者集會ハ裁判所
於テハ其手續ノ費用ハ會社ノ負擔トス

第三百三十八條ノ八 債權者集會ハ裁判所
於テハ其手續ノ費用ハ會社ノ負擔トス

第三百三十九條ノ八 債權者集會ハ裁判所
依ル許可ノ申請ニ付キ之ヲ準用ス

第三百三十九條ノ八 債權者集會ヲ招集セントスルトキハ招
集者ハ豫メ其期日及ヒ會議ノ目的タル
事項ヲ裁判所ニ届出ツルコトヲ要ス

第百三十八條ノ九 商法第四百四十一條

第一項ノ規定ニ依ル裁判ニ對シテハ不服ヲ申立ツルコトヲ得ス

第百三十八條ノ十 商法第四百四十四條

第三項及ヒ同法第四百五十條第二項

(同法第四百五十一條ニ於テ準用スル場合ヲ含ム)ノ規定ニ依ル認可ノ申請

ハ債權者集會ノ招集者之ヲ爲スコトヲ要ス

第百三十五條ノ十九ノ規定ハ前項ノ申請ニ付キ之ヲ準用ス

第百三十八條ノ十一 第百三十三條ノ二

第四項及ヒ第五項ノ規定ハ商法第四百五十條第二項(同法第四百五十一條ニ付キ之ヲ準用ス)

於テ準用スル場合ヲ含ム)ノ認可ヲ爲ス

シタル場合ニ之ヲ準用ス

第百三十八條ノ十二 第百三十二條ノ五

第二項及ヒ第三項ノ規定ハ商法第四百四十五條第二項ノ規定ニ付キ之ヲ準用ス

シタル場合ニ之ヲ準用ス

第百三十八條ノ十三 商法第四百五十五

條ノ規定ニ依リ破産ノ宣告アリタルトキハ破産法第一編ノ規定ノ適用ニ付テハ特別清算開始ノ命令ハ其前ニ支拂ノ停止又ハ破産ノ申立ナキトキハ之ヲ支拂ノ停止又ハ破産ノ申立て看做シ特別清算ノ費用ハ之ヲ財團債權トス

第百三十八條ノ十四 第百三十五條ノ六

十四ノ規定ハ特別清算ノ場合ニ於ケル

監査委員及ヒ清算人ニ付キ之ヲ準用ス

第百三十八條ノ十五 第百三十五條ノ二

三十五條ノ三十八第二項、第百三十五

條ノ三十九乃至第百三十五條ノ四十

十五條ノ四十六、第百三十五條ノ四十

八乃至第百三十五條ノ五十二、第百三十五條ノ五十五乃至第百三十五條ノ五

十七、第百三十五條ノ五十八、第百三十五條ノ六十及ヒ第百三十五條ノ六十

ノ規定ハ特別清算ニ關スル事件ニ之ヲ準用ス

質ノ許サナルモノヲ除ク外商法第四百八十五條(有限會社法第七十六條ニ於テ準用スル場合ヲ含ム)ノ清算ニ之ヲ準用ス

第百三十九條ノ十六 本章ノ規定ハ其性

ノ規定ハ特別清算ニ關スル事件ニ之ヲ準用ス

質ノ許サナルモノヲ除ク外商法第四百八十五條(有限會社法第七十六條ニ於テ準用スル場合ヲ含ム)ノ清算ニ之ヲ準用ス

第百三十九條中「商法」ヲ下ニ及ヒ有限會社法ヲ加フ

第百四十條中第十號ヲ第十一號トシ第九號ノ次ニ左ノ一號ヲ加フ

十 有限會社登記簿

第百四十八條ノ二、第百五十一條第一項及ヒ第百五十一條ノ二第一項中「商法」ヲ

「商法、有限會社法」ニ改ム

第百六十一條第一項ノ次ニ左ノ一項ヲ加フ

フ

商號讓渡ノ場合ニ在リテハ商法第二十

四條第一項ノ規定ニ該當スルコトヲ證

スル書面ヲ併セテ添附スルコトヲ要ス

第百六十一條ノ二 商法第二十六條第二

項ノ登記ハ讓渡人及ヒ讓受人ノ申請ニ因リテ之ヲ爲ス

第百六十三條中「商法第二十四條第一項」ヲ「商法第二十一條」ニ改ム

第百六十六條第一項及ヒ第六十七條第一

項中「商業ヲ營ム場合」ヲ「商法第四條ノ營業ヲ爲ス場合」ニ改ム

ノ許可ヲ爲シタル者」ヲ「商法第四條ノ營業ヲ爲スコトヲ許可シタル者」ニ改ム

第百六十八條第一項中「商業ヲ營ムコトヲ準用ス

第百六十九條第一項中「商業ノ登記ヲ申請スルトキ」ヲ「商法第五條ノ登記ヲ申請スルトキ」ニ、「其商業ノ登記」ヲ「同條ノ登記」ニ改ム

第百七十條第一項中「商業ノ登記ヲ申請スルトキ」ヲ「商法第五條ノ登記ヲ申請スルトキ」ニ、「其商業ノ登記」ヲ「同條ノ登記」ニ改ム

第百七十一條中「商業ヲ營ム場合」ヲ「商法第四條ノ營業ヲ爲ス場合」ニ改ム

第百七十二條第一項中「主人」ヲ「營業主」ニ改ム

第百七十三條第一項第二號ヲ左ノ如ク改ム

一 定款

第百七十三條第一項第二號ヲ左ノ如ク改ム

二 申請人カ數個ノ商號ヲ以テ數種ノ營業ヲ爲ストキハ支配人カ代理スヘキ營業及ヒ其使用スヘキ商號

三 財產ヲ目的トスル出資ニ付キ履行ヲ爲シタル部分ヲ證スル書面

第百七十四條第一項中「代理權ノ消滅及ヒ前條第一項第四號ニ掲ケタル事項並

第百八十九條第三項ヲ左ノ如ク改ム

第百八十九條第一項ノ規定ニ依リ社

其變更、消滅ノ登記」ヲ「代理權ノ消滅並ニ前條第一項第四號ニ掲ケタル事項及ヒ其變更、消滅ノ登記」ニ改ム

第百七十五條ノ二 業務執行社員又ハ取締役カ清算人ト爲リタル場合ノ登記ノ申請書ニハ其資格ヲ證スル書面ヲ添附スルコトヲ要ス

第百七十六條中「其選任及ヒ商法第九十

條第二號竝ニ第三號ニ掲ケタル事項ヲ證スル書面」ヲ「其選任竝ニ商法第一百二十三

條第一項第二號及ヒ第三號ニ掲ケタル事項ヲ證スル書面」ニ改ム

第百七十七條第一項中「商法第九十條」ヲ「商法第一百二十三條第一項」ニ改ム

第百七十七條ノ二 第百八十八條ノ二及ヒ第百八十八條ノ三ノ規定ハ株式會社、株式合資會社及ヒ有限會社ノ清算人ノ職務代行者ニ付キ之ヲ準用ス

申請書ニハ左ノ書類ヲ添附スルコトヲ要ス

第百七十九條第二項ヲ左ノ如ク改ム

申請書ニハ左ノ書類ヲ添附スルコトヲ要ス

第百七十九條第二項ヲ左ノ如ク改ム

申請書ニハ左ノ書類ヲ添附スルコトヲ要ス

キハ其社員タルコトニ同意ヲ爲ス

ヘキ者ノ同意ヲ證スル書面

三 財產ヲ目的トスル出資ニ付キ履行ヲ爲シタル部分ヲ證スル書面

第百八十條第三項ヲ左ノ如ク改ム

第百八十九條第一項ノ規定ニ依リ社

二 出資全額ノ拂込又ハ現物出資ノ

目的タル財産全部ノ給付アリタル
コトヲ證スル書面

三 資本ノ増加ニ關スル社員總會ノ

議事錄

第二百一條ノ六 第百九十九條ノ規定ハ有
限會社ノ資本減少ノ登記ノ申請ヲ爲ス
場合ニ之ヲ準用ス

第二百一條ノ七 第百九十三條ノ規定ハ
有限會社ノ解散ノ登記ニ付キ之ヲ準用
ス

第二百一條ノ八 有限會社カ合併ニ因ル
變更ノ登記ヲ申請スルニハ申請書ニ其
事由ヲ記載シ左ノ書類ヲ添附スルコト
ヲ要ス

第二百一條ノ九 有限會社ノ合併ニ因ル
變更ノ登記ヲ申請スルニハ申請書ニ其
事由ヲ記載シ左ノ書類ヲ添附スルコト
ヲ要ス

一 合併契約書

二 第百八十二條第二項ニ掲ケタル 書類

三 第二百一條ノ四第一號及ヒ第一 號ニ掲ケタル書類

四 有限會社法第六十二條ニ掲ケタ ル社員總會ノ議事錄

五 設立委員ノ資格ヲ證スル書面

六 前條第二項ノ規定ハ合併ヲ爲ス會社ノ 一方カ株式會社ナル場合ニ之ヲ準用ス

第二百一條ノ十 第百九十四條ノ規定ハ 有限會社ノ繼續ノ登記ノ申請ヲ爲ス場 合ニ之ヲ準用ス

第二百一條ノ十一 第百八十四條ノ二、 第三百八十八條乃至第三百八十八條ノ三、 第三百九十五條ノ二及ヒ第三百九十五條ノ 四規定ハ有限會社ニ之ヲ準用ス

第二百五條 外國會社ノ支店カ裁判ニ因 リテ閉鎖セラレタルトキハ登記ヲ爲スヘシ ノ定アル場合ヲ除ク外過料ニ處セラル ヘキ者ノ住所地ノ地方裁判所ノ管轄ト ス

第二百六條 過料事件ハ他ノ法令ニ別段 ノ規定ニ依ル繼續ノ登記ノ申請書ニハ判決ノ 執行スル書面ヲ添附スルコトヲ要ス

第二百八十二條第二項ニ掲ケタル 書類

三 第二百一條ノ五第一號及ヒ第一 號ニ掲ケタル書類

四 合併ニ關スル社員總會ノ議事錄

前項ノ場合ニ於テ合併ヲ爲ス會社ノ一 方カ株式會社ナルトキハ其社債ノ償還 ヲ完了シタルコトヲ證スル書面ヲ併セ テ添附スルコトヲ要ス

第二百一條ノ九 有限會社カ合併ニ因ル 設立ノ登記ヲ申請スルニハ申請書ニ其 事由ヲ記載シ左ノ書類ヲ添附スルコト ヲ要ス

一 定款

二 株式ノ引受ヲ證スル書面

三 第百八十二條第二項ニ掲ケタル 書類

四 會社ニ現存スル純財產額ヲ證ス ル書面

五 組織變更ニ關スル社員總會ノ議 事錄

六 第二百一條ノ十三 第百八十四條ノ二、 第三百八十八條乃至第三百八十八條ノ三、 第三百九十五條ノ二及ヒ第三百九十五條ノ 四規定ハ有限會社ニ之ヲ準用ス

第七百八十八條乃至第三百八十八條ノ三、 第三百九十五條ノ二及ヒ第三百九十五條ノ 四規定ハ有限會社ニ之ヲ準用ス

第二百五條 外國會社ノ支店カ裁判ニ因 リテ閉鎖セラレタルトキハ登記ヲ爲スヘシ ノ定アル場合ヲ除ク外過料ニ處セラル ヘキ者ノ住所地ノ地方裁判所ノ管轄ト ス

第二百六條 過料事件ハ他ノ法令ニ別段 ノ規定ニ依ル繼續ノ登記ノ申請書ニハ判決ノ 執行スル書面ヲ添附スルコトヲ要ス

第二百八十二條第二項ニ掲ケタル 書類

三 第二百一條ノ五第一號及ヒ第一 號ニ掲ケタル書類

四 合併ニ關スル社員總會ノ議事錄

前項ノ場合ニ於テ合併ヲ爲ス會社ノ一 方カ株式會社ナルトキハ其社債ノ償還 ヲ完了シタルコトヲ證スル書面ヲ併セ テ添附スルコトヲ要ス

第二百一條ノ九 有限會社カ合併ニ因ル 設立ノ登記ヲ申請スルニハ申請書ニ其 事由ヲ記載シ左ノ書類ヲ添附スルコト ヲ要ス

附則

本法施行ノ期日ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム
本法施行前ニ裁判所ノ受理シタル事件ニ
ハ從前ノ規定ヲ適用ス

條ニ於テ謂フ舊法ヲ適用スベキ場合ニ付
キ及ハノ法令中非訟事件手續法ヲ準用スル
場合ニ於テ改正規定ニ依ルコト能ハザル
トキ亦同ジ

本法施行ノ際現ニ他ノ法令ニ於テ第二百
六條乃至第二百八條ノ規定ヲ準用スル場
合ニ於テハ本法ニ依ル第二百六條ノ規定ノ
改正ニ拘ラズ第二百八條ノ二ノ規定ハ適
用セラルコトナシ但シ當該法令ガ本法
施行後第二百六條乃至第二百八條ノ規定
ノ準用ヲ止メタルトキハ此ノ限ニ在ラズ

当事者及ヒ檢事ハ前項ノ裁判ノ告知ヲ
トキハ當事者ノ陳述ヲ聽カシシテ過料
ノ裁判ヲ爲スコトヲ得

第二百八條ノ二 裁判所ハ相當ト認ムル
○國務大臣(鹽野季彥君) 只今議題トナリ
マシタ非訟事件手續法中改正法律案ニ付キ
テ御協賛ヲ經マシタ商法中改正法律、商法
斯、昨年ノ第七十三回帝國議會ニ於キマシ
シテ、其ノ提案ノ趣旨ヲ御説明申上ゲマ

ス、既ニ昨年四月中ニソレハ公布ト相成リマ
シテ、目下銳意其ノ施行ノ準備ニ當ツテ居ル
事者ノ陳述ヲ聽キタル上更ニ裁判ヲ爲ス
ノデアリマスガ、御承知ノ如ク今回ノ商法
改正ハ商法總則編及會社編ニ付テデアリマ

ノ書類ヲ添附スルコトヲ要ス

スヘシ

テハ根本的ノ改正ガ加ヘラレ、之ヲ現行法

○議長(伯爵松平頼壽君)　御異議ナイト認
メマス

ト比較致シマスルト、殆ド其ノ面目ヲ一新致シタノデアリマス、而ソニ比ノ文正商法ノ

○議長(伯爵松平頼壽君) 日程第十二、花

一特色へ、裁判所ノ關與スペキ事項ガ著シ
ク増加シタ點デゴザイマシテ、其ノ大部分

機病豫防法中改正法律案、政府提出、第二

ハ非訟事件トシテ處理セラルヽノデアリマス、又有限會社法ハ有限會社ナル新シイ會

(左ノ報告書ハ朗讀テ經サルモ参考ノタメ茲ニ載錄ス)

社形態ヲ認メタモノデアリマシテ、之ニ關スル種々ノ手續規定及其ノ登記ニ關スル規定

花柳病豫防法中改正法律案

ヲ新設スル必要ガアルノデアリマス、本案ハ右ノ趣旨ヲ以テ商法ノ改正及有限會社法

報告候也

ノ制定ニ伴ヒ、非訟事件手續法中ニ必要缺クベカラザル規定ノ新設ト改正トヲ試ミ、

委員長 子爵實吉
貴族院議長 白等公平貢事役
純郎

之ニ關聯シテ過料ノ數半等ニ付テ一一必要ナル改正ヲ附加シタモノデアリマシテ、其

〔子爵實吉純郎君演壇ニ登ル〕

明申上ゲル積リデアリマスルガ、何卒十分

律案ノ特別委員會ノ經過竝結果ヲ御報告致

ムコトヲ切望スル次第デアリマス、

シテ、十八日ニ續行致シマシタ、最初ニ正

非訟事件手續法中改正法律案ハ、關聯スル
行ダミボ、ミシナガ文二、人喜開ニムニキ

ニ移リマシタ、最初ニ大臣カラ此ノ法案ノ

別委員ニ併託サレムコトノ動議ヲ提出致シ

概要ヲ申シマスト、現行法ハ昭和三年六月カラ實施ニナリマソタ、處方社會情勢方證

○子爵秋田重季君
○議長（伯爵松平賀麿） 贊成

化シテ参リマシテ、此ノ豫防ノ目的ヲ達成スルニハ不十分ニナツマシタ、殊ニ今回ノ

ニ御異議ハゴザイマセヌカ

事變ガ勃發スルト同時ニ愈々不十分デアルコ

「黙認ナシ」ト雪アキアリ

トが分りマシタノテ、從來ハ實施ヲ患マセ

○議長(伯爵松平頼壽君) 御異議ナイト認
メマス

柳病豫防法中改正法律案 第一讀會ノ續

○讀長(伯爵松平頼壽君) 日程第十二、花柳病豫防法中改正法律案、政府提出、第一
讀會ノ續、委員長報告、委員長實吉子爵
(左ノ報告書ハ朗读ヲ經サルモ參
照ノタメ茲ニ載錄ス)

花柳病豫防法中改正法律案

右可決スヘキモノナリト議決セリ依テ及
報告候也

昭和十四年一月十八日

委員長 子爵實吉 純郎

貴族院議長伯爵松平頼壽殿

〔子爵實吉純郎君演壇ニ登ル〕

○子爵實吉純郎君 花柳病豫防法中改正法律案ノ特別委員會ノ經過並結果ヲ御報告致シマス、本委員會ハ二月十七日開會致シマシテ、十八日ニ續行致シマシタ、最初ニ正副委員長ノ互選ヲ行ヒマシテ、續イテ會議ニ移リマシタ、最初ニ大臣カラ此ノ法案ノ提案理由ヲ説明ニナリマシタ、ソレデ此ノ概要ヲ申シマスト、現行法ハ昭和三年六月カラ實施ニナリマシタ、處ガ社會情勢ガ變化シテ参リマシテ、此ノ豫防ノ目的ヲ達成スルニハ不十分ニナリマシタ、殊ニ今回ノ事變ガ勃發スルト同時ニ愈々不十分デアルコトガ分リマシタノデ、從來ハ實施ヲ見マセ

ヌデアリマシタ所ノ第二條ヲ、昨年ノ四月カラ實施スルコトニナリマシタガ、尙不十分デアリマスノデ、今日改正ヲ致スコトニナツタノデアリマスガ、其ノ改正ハ此ノ第二條ガ今迄ハ法規ニ依ッテ設立サレタ診療所デハ專ラ所謂業態者ニ限ッテ居リマシタノヲ、今回一般ノ人デアツテ、傳染ノ虞ノアル花柳病ニ罹ッテ居ル、殊ニ傳染ノ憂ノ著シ者ハ必要ニ應ジテ此處ニ診療ヲ受ケルコトガ出来ルヤウニ致シマシタ、従ツテ第四條ニモノコノ二條ニ加ヘマシタ、従ツテ代用診療所デ、之ヲ準用スルコトノ出來ルヤウニ致シタノデアリマス、次イデ各委員カラ之ニ付テノ質問ガアリマシタ、政府ハ一々之ニ對シテ答辯ガアリマシタ、其ノ大要ヲ政府ノ答辯ニ依ツテ了解シタ所ヲ綜合シテ申上ゲマス、今事變ニ依ツテ特ニ花柳病ガ増シタト云フコトデアリマスガ、其ノ事實ハドンダ風アリマスカト云フコトニ付テハ、政府デ見テ居ル所デハ、壯丁ノ検査ラシテ、ソレデ花柳病ガ殖エテ居ルト云フコトハ統計ガ出テ居リマシテ、是ハソノナニ澤山デハアリマセヌガ、殖エル傾向ハ確ニアル、ソレカラ軍需工業ノ工場地帶、ソコノ職工ノ血清檢査ヲシテ見マスト、矢張リ花柳病増加ガ從來ヨリハ殖エテ居ル、二倍カニ殖エテ居ルト云フヤウナ事實モアルサウデアリマス、ソレカラ此ノ職工バカリデナク、或ハ壯丁バカリデナク、ソレ以外ニモ殖エテ居ルデ

アラウト云フコトハ、殷賑産業ニ關係ノアル人達ノ多イ地附近ノ、所謂遊興界、此ノ繁昌ガ更ニ著シイ、此ノ繁昌ガ著シイト同時ニ、矢張リ花柳病ノ増加ト云フコトハ想像ニ難クナイト云フコトガ言ハレルノデアリマス、ソレカラ今回ノ事變ニ付テ矢張リ戰地カラノ花柳病ノ内地ヘノ移入、斯ウ云フコトガアリハシナイカト云フコトデアリマスガ、是ハ毎々ノ事變或ハ戰爭ノ時ニ、イツデモ花柳病ハ激増スル、斯ウ云フ事實カラ陸軍ノ當局デハ初メカラ之ニ非常ニ注意ヲシマシテ、色々ナ方策ヲ致シマスガ、現ニ今デハ花柳病ニ罷ヅク者ハ治療ヲ現地ニ於テ行ツテ、其ノ上デナケレバ歸還ノ出來ナイヤウニナツテ居ルサウデアリマス、ソレカラ厚生省ト致シマシテモ、若シ内地ニ歸還シテ再發シタヤウナ場合ハ、特別ニ之ヲ治療スル方針デアルサウデアリマス、ソレカラ此ノ豫防法デハ、治療ヲ今迄ハ所謂業態者ニ限ッテヤッテ居ツクノデアリマスガ、其ノ治療モ強制デハナイラシイ、強制ヲシナケレバ斯ウ云フ豫防ハ徹底ハ出來ナイヂヤナイカト云フ譯デアリマスガ、此ノ業態者ニ於テモソレ／＼組合デ自發的ニ規約ヲ作リマシテ、此ノ規約ニ依ツテ半バ強制的ニ治療ヲシテ居ルト云フ譯デアリマスカラ、割合ニウマク行ク譯ナンデリマスガ、マダドウモ不十分ナ點ガアルノデ、將來へ益、自發的ニ此ノ規約ヲ強行サセルヤウニ、政府ニ

於テモ指導スル考デアルサウデアリマス、ソレカラ改正サレマシテ一般ノ人デアッテモ治療ハ出來ルト云フコトガアッテモ、斯ウ云フ情況ノコトデアリマスカラ、自發的ニ治療ヲ受ケルト云フコトハ矢張リ多クハナササウニ思フ、ソレデハ矢張リ目的ハウマク行クマイト云フ考ニ對シテハ、普通ノ診療所ト違ヒマシテ、此ノ診療所ハ色々便宜ガアリマス、殊ニ此ノ病毒感染ト云フコトノ危害ノ甚ダシイコト、ソレヲ自覺スルナルバ、舉シテ皆診療所ヲ利用スルヤウニナルト思フシ、其ノ爲ニ宣傳ヲ致シマシテ、十分ニサウ云フ思想ヲ養フヤウニスル、其ノ思想ノ徹底ヲ圖ルヤウニスルト云フ話デアリマス、ソレカラ此ノ法規ニ依リマスト治療ヲスルコトニナリマスガ、其ノ治療デハ實際ハ豫防デハナイ、罹ッタ人ヲ治スノデハ豫防デハナイ、ソレデ豫防法ノ中ニ於之ヲ入レテ宜イノデアリマスガ、ドウモ名實ガ伴ハナイヤウニ思フト云フコトノ議論モアリマシタ、併シ此ノ病氣ノ傳染ノ狀態カラ考ヘマシテ、其ノ傳染ノ徑路ヲ絶ツ爲ニハ、所謂其ノ感染スル徑路ノ一番重要ナ所ヲ治療ニ依シテ遮斷シテシマウト云フコトガ矢張リ豫防ノ意味ニナル、ソレデ之ヲ十分ニ行ヘバ廳テ豫防ハ出來ル譯デアルト云フコトデアリマス、併シ我ガ國ニアッテハ以前カラ花柳病ハ可ナリ澤山アル、殊ニ花柳病ノ害毒ノヒドイト云フヤウナコトニ付テ

ハ餘リ認識シテ居リマセズ、却テ輕視ヲシテ居ルト云フヤウナコトガ、此ノ蔓延ヲ助長シテ居リマシテ、今デハ可ナリヒドクナッモノデハ、豫防法ヲ施行スル位ノコトデハ、十分ニ目的ヲ達成サレル譯デナイ、誠ニ十分ニヤルノニハ尙一層花柳病ノ撲滅ニ付テ色々ノ事ヲシナケレバナラスト思フノニ、唯是レダケデハ唯豫防ノ一片鱗ニ過ギナイ、政府ハ色々ナ設備ニ於テ之ヲ防グ方法ヲ講じ、病毒ノ傳播ヲ防グト云フノニ十分ニ決意ガアリマスカドウカト云フ質問ニ對シマシテハ、政府デハ此ノ法案ダケデ十分デナイト云フコトハ萬々承知ヲシテ居リマスケレドモ、今回最モ必要トスル部分ヲ改正シマシテ、現状ノ儘デ兎ニ角出來ルダケノコトヲスルト云フ趣意デアリマス、尙將來ハ豫防法ノ改正ヲシナケレバナラヌシ、國民ノ花柳病ニ對スル病害ノ顯著ナコトヲ能ク知ラセテ、ソレニ對スル覺悟ヲ十分ニ自覺的ニ作ラセルヤウニ、色々結核同様ニ徵毒ニ對シテモ宣傳ヲシマシテ、種々ノ機關ヲ動進シタイト思ツテ居ルト云フ答デアリマシタ、ソレカラ速記ヲ止メマシテ花柳病全體ニ互リマシテ、其ノ病狀ダトカ、傳染ノ狀態ナリ徑路、其ノ豫防法ト云フコトニ付テ、醫學上カラ十分ノ説明ヲ政府委員力ラヤラレマシテ、詳細ノ説明ヲ聽キマシタ

○議長(伯爵松平頼壽君) 別ニ御發言モナケレバ本案ノ採決ヲ致シマス、本案ノ第二讀會ヲ開クコトニ御異議ゴザイマセヌカ
〔「異議ナシ」ト呼フ者アリ〕
○議長(伯爵松平頼壽君) 御異議ナイト認ヌマス
○議長(伯爵松平頼壽君) 直チニ本案ノ第二讀會ヲ開カレムコトヲ希望致シマス
○子爵植村家治君 賛成
〔「異議ナシ」ト呼フ者アリ〕
○議長(伯爵松平頼壽君) 西大路子爵ノ動議ニ御異議ゴザイマセヌカ
〔「異議ナシ」ト呼フ者アリ〕
○議長(伯爵松平頼壽君) 御異議ナイト認ヌマス
○議長(伯爵松平頼壽君) 本案ノ第三讀會ヲ開キマス、本案全部、第二讀會ノ決議通り御異議ゴザイマセヌカ
〔「異議ナシ」ト呼フ者アリ〕
○議長(伯爵松平頼壽君) 御異議ナイト認ヌマス
○議長(伯爵松平頼壽君) 次會ノ議事日程ハ決定次第彙報ヲ以テ御通知ニ及ビマス、本日ハ是ニテ散會致シマス
午前十一時五十三分散會

○議長(伯爵松平頼壽君) 本案ノ第二讀會ヲ開キマス、御異議ガナケレバ全部ヲ問題ニ供シマス、本案全部、委員長ノ報告通り
○議長(伯爵松平頼壽君) 御異議ナイト認ヌマス
○議長(伯爵松平頼壽君) 御異議ゴザイマセヌカ
〔「異議ナシ」ト呼フ者アリ〕
○議長(伯爵松平頼壽君) 御異議ナイト認ヌマス
○議長(伯爵松平頼壽君) 本案ノ第二讀會ヲ開カレムコトヲ希望致シマス
○子爵植村家治君 賛成
〔「異議ナシ」ト呼フ者アリ〕
○議長(伯爵松平頼壽君) 御異議ナイト認ヌマス
○議長(伯爵松平頼壽君) 次會ノ議事日程ハ決定次第彙報ヲ以テ御通知ニ及ビマス、本日ハ是ニテ散會致シマス
午前十一時五十三分散會

頁	段	行	誤	正
一三九	四	一	團内	國内
一四〇	一	七	選舉	明示
一四一	一	八	時示	

官報號外 昭和十四年二月二十一日 貴族院議事速記錄第十五號

一七六